

平成30年第4回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示…………… 1
○応招・不応招議員…………… 2



第 1 号 (12月17日)

○議事日程…………… 3
○出席議員…………… 4
○欠席議員…………… 4
○出席説明員…………… 4
○欠席説明員…………… 4
○事務局職員出席者…………… 4
○開会及び開議…………… 5
○会議時間の延長…………… 5
○会議録署名議員の指名…………… 5
○諸般の報告…………… 5
○会期の決定…………… 6
○一般質問…………… 6
 清水良一君…………… 6
 杉田一男君…………… 17
 安藤重行君…………… 25
 一木重夫君…………… 37
 稲垣 勇君…………… 46
○散 会…………… 49



第 2 号 (12月19日)

○議事日程	5 1
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○出席説明員	5 2
○欠席説明員	5 2
○事務局職員出席者	5 2
○開 議	5 3
○会議時間の延長	5 3
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第 5 0 号から議案第 5 2 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○発議第 3 号の上程、説明、採決	7 5
○閉会中の継続調査の申し出	7 5
○閉議及び閉会	7 5
○署名議員	7 7



小笠原村告示第15号

平成30年第4回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年12月4日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成30年12月17日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1番	清 水 良 一 君	2番	安 藤 重 行 君
3番	一 木 重 夫 君	4番	鯨 江 満 君
5番	杉 田 一 男 君	6番	稲 垣 勇 君
8番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

平成30年第4回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年12月17日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）
- 第 2 議案第46号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 3 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第48号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第49号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第 6 議案第50号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第 7 議案第51号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第2号）（案）
- 第 8 議案第52号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 9 議案第53号 財産の取得（超音波画像診断装置）について（案）
- 第10 議案第54号 第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）
- 第11 発議第 3号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	渋谷正昭君
教育長	松本隆君	総務課長	セーボレー孝君
総務課副参事	杉本重治君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
環境課長	岡島一徳君	建設水道課長	繁藝則仁君
建設水道課 副参事	岩本弘幸君	母島支所長	湯村義夫君
教育課長	持田憲一君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	大津源君	書記	萩原佳代君
------	------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） おはようございます。

ただいまから平成30年第4回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、清水良一君及び2番、安藤重行君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成30年12月4日付、小笠原村告示第15号をもって、本定例会の招集通知があり、12月4日付で議案10件の送付がありました。

次に、村長及び教育長から、12月5日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長、池田 望君の出張等についてご報告します。

9月26日から28日まで、議員6名とともに御蔵島村を訪問し、小離島における現状等について行政視察を行ってまいりました。

9月29日、議員6名とともに、竹芝栈橋で開催されたBonin Bon-Odori Festaに参加しました。

10月1日、議員6名とともに東京都総務局行政部及び東京都議会主要会派を訪問し、村政課題等について情報・意見交換を行ってまいりました。

10月2日、議員4名とともに小笠原海運株式会社を訪問し、情報・意見交換を行ってまいりました。また同日、議員6名とともに厚生労働省社会・援護局を訪問し、硫黄島に係る

遺骨収集帰還の取り組みについて、情報・意見交換を行ってまいりました。

10月3日、議員6名とともに国土交通省特定離島港湾事務所を訪問し、南鳥島及び沖ノ鳥島における港湾施設の整備状況等に関する情報収集・意見交換を行ってまいりました。

11月19日、村長とともに原田義昭環境大臣を訪問し、挨拶及び情報・意見交換を行ってまいりました。また同日、平成30年度東京都島嶼町村議会議長会第2回臨時総会及び平成30年東京都町村議会議長会第2回臨時総会に出席しました。

11月20日、第37回離島振興市町村議会議長全国大会に出席しました。

11月21日、第62回町村議会議長全国大会に出席しました。また同日、一木議員及び世界自然遺産地域の4町村議長とともに原田義昭環境大臣を訪問し、世界自然遺産関連予算枠拡大を求める要望活動を行ってまいりました。

11月22日、一木議員とともに丸川珠代参議院議員を訪問し、環境省への要望活動の報告及び情報・意見交換を行ってまいりました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から、9月19日付、11月30日付及び12月14日付で、例月出納検査の報告がありました。

報告は以上です。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日12月17日から12月19日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、12月17日から12月19日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は順次挙手をしてください。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 1番、清水良一。皆さん、おはようございます。そして村民の皆さんもおはようございます。

本日は2つ質問をご用意させていただきました。1つは航空路について、もう一つは総合防災訓練の振り返りということで、質問させていただきたいと思います。

まず、航空路についてご質問させていただきます。

返還から50年、航空路問題では、歴代の村長、諸先輩議員の皆様、執行部の皆様方、多大なるご努力をされてきたこと、そして本議会でも、小笠原航空路開設推進特別委員会で、委員の皆様が熱い議論を交わし、練り上げてきたということに対して敬意を表したいと思います。

当村において航空路については、兄島案、時雨山案、硫黄島案、水上飛行艇案、聳島案、洲崎案と、いろいろな案が検討されてきたと思います。そして、返還50周年の今年、記念式典において、小池都知事から1,000メートル洲崎案という発言がありました。この案は今までの1,200メートル案に比べ、少しでも環境に配慮し、そしてまだ開発されていないATR42-600Sという飛行機を待つという、初めての見解が発表されたわけです。このことは、自然を破壊しないようにするため、小笠原に合ったものができるまで待つという、新しい見解じゃないかなと思っております。

私としては高く評価したいと思ったわけですが、しかし、この案も内容を見ると、予備帯を含めると1,320メートル、小港側に520メートル、二見湾側に360メートル突出しなければならず、さらに、中山峠を66メートル切り土し、切土量は38万立方メートルになるということだそうです。この案が本当に自然に配慮した案と言えるのか。そして、現在ここに住んでいる島民の総意とも言えるのかというのが、非常に疑問に思うところでございます。

前回、9月の定例会でも、一木議員の一般質問で海に出す難しさと、そして二千数百億円かかるコストの高さと、そして30年ぐらいの時間がかかってしまうという時間的なもの、そういったことが取り上げられていました。確かに村長が言われるように洲崎は、世界自然遺産地域ではありません。ただ、この案でいきますと、世界自然遺産のエリアからいろいろな眺望、景色が、大きく変わってくるということは、想像するまでもないのではないかと思います。

また、野羊山の周りの浅い海は、小笠原にやってくるザトウクジラにとっても、子育てをする重要なエリアとなっていると思われます。先日、小笠原ホエールウォッチング協会に行きまして、どの海域でクジラが見られるかということを知りました。10年間ぐらいの目

視の資料があるということで、ちょっと小さいんですけども、緑色の部分が小笠原村で、ちょうど小笠原の真ん中、野羊山の前あたりが最もクジラの出る、そして、なおかつ子育て中のクジラが集まる場所でもあります。クジラにとっても子育てをする重要なエリアとなっているということだと思います。そしてまた、後からも質問いたしますが、南海トラフ地震の津波や台風のうちねりが直接やってくる外洋でもあります。そんな外洋に出た部分のメンテナンスも莫大な費用がかかるのではないかなど、素人ながらに想像するわけです。

そして最後に、波乗りのできるビーチが2カ所ございます。焼場海岸と松浜というビーチですが、一般の人にはほとんど理解されていないかもしれないんですが、波が大きいということで、島民のかなりの方たち、サーファーと呼ばれている者たちがこの浜を使っております。そして、この浜に続く道やビーチをみんなで維持し、掃除し、大切に愛してきた場所でもあります。

小笠原という離島に住む理由の一つは、海が好きだということで住んでいる方が非常に多いのではないかと思います。クジラの来る美しい海を愛している村民にとって、この計画がどう映るのだろうか、非常に考える部分ではないかと思います。これが村の3つの基本スタンスで言われている自然環境と両立する、現実的で実現可能な飛行場と言えるのだろうか。

平成19年に、空港が欲しいか欲しくないかのアンケートをとりました。あれから10年以上がたち、その間、世界自然遺産にもなり、新しいおがさわら丸も就航し、また、小笠原航空路協議会も7年間開催されていなかった事実があります。いま一度、現在考えられている全ての案を含めた形で、島民の一步踏み込んだ意見を聞けるアンケートを行い、最新の村民の総意を調べ、多くの村民の望んでいる納得のいく方針の構築ができないか、お聞きしたいと思います。

あとは自席で質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員の航空路に対するご質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、答弁をさせていただく前提として、これまでの航空路の経緯を振り返らせていただきます。

過去、兄島案、時雨山案と空港候補地は変遷しましたが、いずれも白紙撤回となりました。その背景には、当時の東京都の考え方として、ジェット機の就航を前提に1,800メートル級の滑走路が検討されており、その結果、自然環境への影響が大きいことから撤回に至った

ものでございます。

平成13年に時雨山案が撤回された際、2度の撤回とその原因を踏まえ、村と村議会は、単に空港をつくってくださいと要望するのではなく、航空路に対する基本スタンスと滑走路に対する一定の考え方を持って、東京都に要望していこうとしたところでございます。

村議会と共有した村の航空路の基本スタンスは3つでございます。

1つは、民生安定のための航空路にするということです。ジェット機で多くの観光客を運ぶということが優先ではなく、小規模な飛行場でプロペラ機により村民の空の足を確保するという考え方でございます。最近では、私はライフラインの確保というような言い方もしております。

2つ目は、貴重な自然環境への影響を最小限に抑えた飛行場にするということでございます。小笠原だからこそ自然環境と両立する飛行場を目指すという考え方でございます。

3つ目は、現実的に実現可能な航空路案を検討するというところでございます。これは、実現するための現実的な検討を進めるという考え方でございます。

また、これらの基本スタンスのもと、本当に実現可能な滑走路の絵が描けるのかを検証するために、村では平成14年度から平成18年度まで独自の調査を行い、滑走路に対する一定の考え方をまとめました。その内容は、飛行場候補地は、自然環境に最も影響を少なくできる可能性が高いことから洲崎と設定し、就航機はプロペラ機を設定した上で、滑走路の長さは、就航機の汎用性を確保するため1,200メートル級に設定したというものでございます。

これらの航空路の基本スタンスと滑走路の一定の考え方は、現在においても変わらぬものとして村と村議会で共有しているものであり、また、東京都においてもご理解をいただき、基本的にはこの村の考え方に沿いながら検討を進めていただいている状況でございます。

その後、この航空路に対する考え方と平成19年度に実施した村民アンケートの結果をもつて、村と村議会は東京都に航空路開設の要望を続け、その結果、平成20年に小笠原航空路協議会と小笠原航空路P I 評価委員会が設置されました。

小笠原航空路協議会は地元との合意形成を図る場であり、また、小笠原航空路P I 評価委員会は空港計画案に対する地元住民等の意見を聞き把握する、このことをパブリック・インボルブメント、略してP I と言いますが、そのP I に対し必要な助言を行う専門家の委員会でございます。これらは、新たな空港を整備する際に必要なプロセスとして、国の定めたガイドラインにのっとり設置されたもので、ここで空港整備に向けた本格的な検討体

制が整いました。

小笠原航空路協議会が立ち上がって以降、東京都と村の実務担当に加え、現在は、空港建設の許可権限を有する国土交通省の航空局の指導も受けながら、検討が進められているところですが、航空路案がまとまり、小笠原航空路協議会にて合意形成が図られますと、P I が実施され、そこで村民はじめ広く国民の意見を聞くこととなります。

また、航空路案については時雨山案の撤回以降、東京都では4案を検討されておりましたが、現在は4案の一つである洲崎案に絞り、1,200メートル滑走路の可能性や課題のほか、自然環境への影響を小さくする観点から1,000メートル案が検討されているという状況でございます。

さて、ご質問の、再度村民アンケートを実施し村の方針を再構築できないかということですが、現在、東京都が鋭意検討しているのは、東京都として責任の持てる実現可能な航空路案をまとめるためであり、さらに、空港整備を進めるための次のステップであるP I を実施し、そこで村民の意見を聞くためのものがございます。東京都が鋭意検討を行っているこの段階で、計画の内容に関するアンケートを実施することは、その時期ではなく、正規の手続であるP I が実施されるまで待つべきだと考えており、同様に、村の航空路に対する方針も、今、変更する時期ではないと考えているところでございます。

私ども村と村議会が、これまでともに東京都に対し航空路の開設を要望してまいりました。村としましても、今後、一日も早く航空路の計画案が成案として取りまとめられ、P I が実施されるよう、東京都と協力しながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

返還以来50年がたちましたが、航空路というものができなかった。その間、高度経済成長で日本は潤い、かなりの島で飛行場ができてきたといういきさつもあります。この4年間、議員にさせていただきまして、いろいろな島を視察してきました。そんな中で、うまくいっている島もあれば、何かだんだん寂れてどちらかというとうまくいっていないという島も見てまいりました。50年間できなかった。そして今回の東京都の案では、またさらに時間がかかるようにも感じられます。

このP I というのは、早いうちから村民の意見を取り入れていく。案や計画の段階で村民が本当に何が必要かというのを取り入れていく手法だと聞いております。今、まだ案の段

階で、成案ではないということなので、もうしばらく待てば、村民の意見を吸い上げていただく時期が来るのではないかと期待しております。

村民の中で自由に意見を言い、よりすばらしい島にしていく上で、そういった議論が本当に重要になってくると思われまます。そういった部分でP I、期待させていただきたいと思ひます。

かなりの年月がかかっていること、これは事実でございます。そして、これからもそう簡単ではないというのも事実だと思ひます。そんな中、村長が村の3つの基本スタンスの一番重要な部分で、民生安定のための航空路、言葉を変えてライフラインだというようなことも言われましたが、そういった意味で、一番重要なのが急患搬送や、そういう病人の対応だと思われまます。航空路のある島も見てきましたが、そういう急患搬送については、ドクターヘリとかが、緊急用に稼働するということでした。

今、現実にこの村においては、急患搬送については自衛隊のお力をお借りして運んでいただひています。聞きますと、急患搬送には9時間以上の時間がかかっていると、それを少しでも短くできるように、村としてお願いしていく、働きかけていくということも重要ではないかと思ひます。

村にも聞いたんですが、硫黄島への自衛隊の定期航空路が何便かあるんですが、その輸送機、C130Rという飛行機の調子が悪いということで、今臨時でUS-2が飛んでいるという情報も聞きました。US-2や、また、ティルトローター機等のような飛行機であれば、小笠原にも寄ることができます。もし、そういった形で硫黄島までの自衛隊の定期航空路にUS-2が使われ、そして、できるのであれば小笠原、父島にも寄っていただけるように、まずは自衛隊の航空路を要望していくというのも、一つの手ではないかと思ひています。硫黄島も小笠原村なので、そうすれば、1つの村として、硫黄島とも少しでも近くつながっていただけるのではないかという思ひもあります。

小笠原は、今、日本で一番広い排他的経済水域を持っているわけですが、そういったところに自衛隊の海にも降りられる、それから父島にも来られるような飛行機が現実にあるのであれば、そういったこともお願いしていくというのが、一つの手ではないかと思ひます。もちろん、自然を破壊しない航空路があれば、それに越したことはないのですが、長い目でそれも見たいというのが私の願ひです。

再質問はしませぬ。航空路については以上にしたいと思ひます。

それでは次に、総合防災訓練の振り返りということでお聞きしたいと思ひます。

去る11月8日から10日まで、東京都と小笠原村合同総合防災訓練が実施されました。セミナーとかにも行かせてもらいまして大変勉強になりました。そこで、今回の防災訓練の成功した部分、また足りない部分、反省点なども検証していきたいと思いますが、その辺の答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 航空路のほうは再質問しないということなので、答弁ができないんですが、立つ位置が違うものを一緒に議論にされてしまうと、ちょっと混乱を呼ぶと思うんです。自衛隊機の運用とかそういうことと、我々が今目指している民間機で定期航空路というのは全く違いますので、そのことだけはお話をさせていただきたいと思ひます。

その上で、防災訓練ですが、先月の8日から10日まで、本村において初めてとなりました東京都と小笠原村総合防災訓練を実施しました。この訓練には、内地から112名、17の防災関係団体が来島し、従来行ってきた住民避難訓練に加え、自助・共助・公助の観点からさまざまな訓練を行いました。参加人数は延べ約2,000人で、過去最大規模となりました。

また、東京都における島しょ訓練再構築の一つとしまして、今回の訓練において、島しょ部では初めて、東京都災害対策本部と地元災害対策本部、防災関係機関をつなぎ、本部対処能力向上を図るための演習型本部審議訓練を実施いたしました。

この合同総合防災訓練を実施する過程で、東京都の田邊危機管理監をはじめ、多くの防災関係機関が本村に来島視察されました。本村まで足を運んでいただくことにより、本土からの距離感や地理的状況、交通アクセスの実態、インフラの状況を知っていただき、防災対策上の課題を共有できたことは、訓練実施の成果の一つと受けとめております。

また、今回の訓練では、海上保安庁の救難指定船でもあります巡視船いずが派遣され、海難救助に当たるとともに、緊急支援物資が村と小笠原支庁に届けられました。本村の防災訓練において、本土から船舶が派遣されたのは今回が初めてであり、海上自衛隊父島基地分遣隊と連携した実践的な訓練になったと評価をしております。

内地から参加しました防災関係機関からは、特に、展示・体験訓練等への村民の参加者数が、父島、母島ともにほかの地域と比べて非常に多く、防災意識が高いという評価をいただいたことは、大変うれしく思ひました。全体を通じまして、医療救護活動訓練、道路啓開訓練、物資搬送訓練、おがさわら丸の沖出し訓練など、今まで実施してこなかった訓練を加えた総合防災訓練となり、今まで課題となっていた部分の検証ができたと思ひております。

実際に被災した場合は、被災の規模、内地の被害状況等によって、対処できる状況も違ってきますので、さまざまな状況を想定して検討を行っていくことが、今回訓練をやって改めて今後の課題だと感じたところでございます。

個別的なことにつきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） お答えします。

今回実施しました訓練は、南海トラフ巨大地震に伴う津波災害を最小限に抑えるため、地元側においては住民及び滞在者の迅速な避難誘導等実践的な訓練を、また、本土から結集した東京都防災関係部署の職員と防災関係機関においては、地元行政、防災関係機関との連携協力による医療救護、海難救助、道路啓開、物資輸送活動等の実践的な訓練、また、各種展示・体験訓練、防災意識の普及啓発として防災教育や減災セミナーというものを実施しました。

今回、初めて実施した演習型の本部審議訓練では、父島、母島、都庁をテレビ会議システムでつなぎ、災害対策本部設置後における被害状況等の情報収集や、都庁と村の間の情報伝達訓練を行いました。実際の発災を想定して、都庁と情報伝達訓練を行うのは今回初めてです。

次に、医療救護活動訓練では、小笠原村診療所、母島診療所、島しょ保健所、広尾病院等が、地震や津波により多くの負傷者が発生したということを想定して、トリアージという患者識別訓練、搬送訓練、応援・搬送要請などの通信訓練等を行いました。今回、初めての訓練ということで、患者の識別や搬送の手順、通信方法等を一から検討し、医療救護の一連の手順や流れを構築することができました。

次に、道路啓開訓練、海難救助訓練では、防災関係機関に加え、小笠原村建設協力会の協力も得て、津波等により使用できなくなった道路や海域の障害物の除去や人命救助等を行いました。特に、道路啓開においては、本年4月に村、小笠原支庁、小笠原村建設業協力会の3者で締結した災害時における応急対策業務等に関する協定、これを実際に運用し、手順を確認しました。

このように、今回の訓練を通じて、発災時の具体的な手順を構築し、実際に確認することができたことは、大変有意義で、今後に生かせる訓練になったと思っております。今回の訓練で得た経験を備蓄、ブラッシュアップし、今後の防災対策に生かしてまいりたいと思

っております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。本当に大きな訓練だったと思います。

ただ、公助の部分では素晴らしい感じを非常に受けたんですが、実際、南海トラフの地震を想定した場合、村長も言われていましたが、被災の規模、内地の被害状況等によって対処が変わるということです。一番恐れているのが、意外とこの島は大丈夫だった場合でも、内地がひどい状況になってしまうと、やっぱり優先順位的に内地をまず先にやっつけていかないといけないような事態になります。この島にとってはライフラインというのが、おがさわら丸1船ということで、それが動いていればいいんですが、物資を運んでこられるかどうか、物資があるのかどうかという事態になる可能性もあり、長期的に孤立化する可能性が高いのではないかと心配しています。

このような長期的な孤立を想定した場合の防災対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） お答えします。

小笠原村の地域防災計画では、南海トラフ巨大地震による津波被害が発生した場合にとる応急災害対策活動を中心に、防災訓練の実施など予防対策、避難体制の整備、島外からの救助・救援対策など、外海孤立離島という本村の特殊性に即して応急対策を定め、東京都及び各防災関係機関と一体となって応急対策の推進を図ることとしております。

計画では、備蓄体制の構築については、自助・共助・公助の考えにより実施することとし、村は発災から1週間分の食料品と飲料水の備蓄を計画的に進めており、村民には、家庭内における1週間分の備蓄を推奨しています。

また、東京都地域防災計画においては、島しょ部の防災対策は、津波による人的被害ゼロを目指した迅速な避難対策と、孤立化する可能性がある島しょ部の地域特性を踏まえた対策を推進することとしております。具体的な取り組みとして、ハードとソフト両面の避難対策、備蓄の充実、輸送体制の強化に取り組むこととしており、平成28年度には島しょ地域における備蓄の取り組み指針、これが策定され、本年度は、島しょ地域への物資等の輸送方針の策定を行っています。

村は引き続き、東京都及び各防災関係機関と連携して、南海トラフ巨大地震が発生した際の避難対策、孤立化対策に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 村が1週間、そして村民の家庭内で1週間ということで、2週間ぐらいはもつと。ただ、1週間は我慢してくれというような村民への説明が減災セミナーで東京都からもあったんですが、1週間というと、島民の方にとっては、1週間分ぐらいの食料は普段からも備蓄しているというような安心感があって、1週間と言ったら、普段どおりでも大丈夫かというような意識になります。普段の1週間さらに、プラス1週間だよというような細かい勧めもしていかななくてはいけないのではないかという感じがしました。

そして、さっきも言ったように、公助の部分、本当に感心するところではございますが、自助・共助のプログラムが今回あったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 今回の訓練の中で、自助というところでいいますと、例年行っている住民の避難訓練ということになるかと思えます。共助の部分につきましては、今回、避難訓練のほかに展示・体験等の訓練を行いましたけれども、その中で、海上自衛隊父島基地分遣隊と、それから一般の村民のボランティアのご協力もいただきながら、カレーの炊き出し訓練というのも行いました。

こういった訓練というのは、いざというときの対処のためには、やっておく必要性のある訓練だなということは、やってみて改めて思いました。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 自衛隊のカレーの炊き出しに行ってきたんですけども、自衛隊の発電機を用意していただいて、電気調理器で作ったカレーとお湯を入れたアルファ米を、配っていたように見受けられました。

共助というのは、なかなかすぐにはつくられていかないものじゃないかと思うので、訓練するのも難しいですが、事あるごとにみんなの力が集まると。確かにこういった手間をかける食事がとれるというのは魅力的ではありますが、今後、共助をより強くしていく上で、火をたいたり、米をといだり、手間をかけて、人が集まらないとできないような訓練も必要ではないか。発電機などの機械は燃料がなくては動かないし、機械なので壊れることもあります。そういった部分で、シンプルに、サバイバル術のような、薪を使った料理をするような、そういったワークショップなんかは必要なのではないかと考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 今回の訓練を通じて、共助の面でもいろんなことをやっていく必要があるかなとは思いましたが、今ご提案のあった、薪による炊き出し等も想定されることかと思しますので、今後の防災訓練について反映することも検討してまいりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。この島はたき火禁止ということで、なかなか火を扱える方が少ない部分もあるので、ぜひそういった日ごろからの訓練を専門家も呼んでやっていただきたいと感じます。

最後に、ちょっと気になった部分ですが、大神山公園の展示の中で、携帯電話の各会社が出していたので、いろいろ聞いてみましたら、各所に携帯電話のアンテナが立っているわけですが、これは電気が切れると携帯電話が使えなくなってしまうということを聞きました。そして、一応3日分のバッテリーは備えてあるということですが、3日過ぎたらどうなるのかというと携帯電話が使えなくなると。現在、私たちの生活の中で、携帯電話というのが非常に大きな役割を占めております。もし被災した場合は特に携帯電話に頼るような部分もございます。長期の孤立化が考えられる中、例えばソーラーパネルやそういったもので、電気が切れても使えるような仕組みというのは今後考えていけるのかどうか、最後に聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 島内にある基地局につきましては、全て高台にあるわけではなくて低いところにもありますので、それらが浸水するともちろん使えなくなりますけれども、高台にあるものについては、先ほどご指摘のありましたように、停電になったとしても、一定の期間バッテリーにより使用が可能、基地局として機能するわけですが、時間が限られているということから、NTTにおきましては、いち早く電源車をこちらに持ってきて回復すると、今のところそういう方法を検討しているということで聞いております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。村としては、こういう遠隔離島で防災訓練、非常に大変なものだと思います。今後とも自助・共助も含めた形で、よりすばらしい島、防災に強い島にしていただければありがたいと思います。

今回、2点のことについて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） おはようございます。5番、杉田一男です。

今定例会では、プラスチックごみの削減についてお聞きしたいと思います。

このプラスチックごみについては、今、世界中が削減の取り組みをしております。一番の問題点は、プラスチックごみが人体に与える影響、健康被害です。世界自然遺産の小笠原は周りを海に囲まれている。そこに海外からも船からも流れ着いたプラスチックごみが、劣化し、風化していく間に、それも健康被害につながっていく。そういう意味で、プラスチックごみの削減は喫緊の課題であるという流れから、今、世界で取り組んでいる内容だと思います。

今回、このプラスチックごみについて、2点に分けて質問したいと思います。

1点目は、プラスチックのレジ袋ですね。小笠原村内でも当然、レジ袋削減には取り組んでおります。商店では有料化を促進して、少しでもマイバッグに移行していただきたいと。ただ、残念ながら小笠原は、業種にもよりますけれども、各商店によって取り扱いが協調して動いているわけではないという部分で、やはり全島挙げてこの削減に取り組む必要があると思います。

東京都もプラスチックごみに関しては、去年、有識者を集めて都庁内で削減に向けた意見交換会も行っています。そして、都内でいえば、プラスチックごみを有料化して、削減に向けてどんどん取り組んでいこうということを、唯一杉並区だけが実施しております。その結果ですけれども、平成19年度までの結果と施行後の平成20年度の結果を見ますと、石油量に換算すると18万3,000リットルぐらいに当たる約1,000万枚が削減されております。

これを石油に換算しますと、200リットルのドラム缶で915本に相当すると。そうすると、このプラスチックをつくる際に発生するCO₂、これも一般的にはないかもわかりませんが、資料を見ると、大きな杉の1本分がCO₂を吸収する、約3万3,000本ぐらいに相当する量を吸収していると。その分、人体に影響ある部分に関して削減されているということですね。単純計算でいくと、東京23区にしても、全てが1億枚じゃないでしょうけれども、努力によって相当量の削減がされると。やはり国際的に見ても、国連でも国際海洋会議というのがありますけれども、そこでも、プラスチックごみはもっと削減の努力をするべきだという採択もされております。

そういった中で、小笠原村も確かに削減に向けて努力はしていると思います。ただ、今までの方法では、その被害の脅威を抑えるほどの目的には達していないと感じております。それにはいろいろと方法はあるでしょうけれども、少なくとも小笠原に展開している商店、事業所含めて、プラスチックごみの脅威を肌で感じながら、削減に向けて共通認識を持ちながら進めていく必要があると私は思っております。

村にも、昔、ごみ会議のようなものがあつたと思いますけれども、私はそれをもっと強力に進める必要があると。例えば、条例化というのはなかなか難しいですけれども、その下の組織として協議会的なものをつくらうと。それには、小笠原でプラスチックごみに関連する多くの事業者に参加してもらって、どういう方法で進めていくのがいいか、有料化も一つの方法です。そしてまた、一步進んで考えると、レジ袋を店頭に置かないようにする、それも一つの方法だと思います。

ただそれは、個人商店の考え方に余りにも差があるので、それを一本化することはなかなか難しいと。だから、ぜひ村にその辺の調整役をお願いして、プラスチックごみについて、世界自然遺産の島として恥ずかしくない進め方をぜひしていただきたい。さらに言えば、世界自然遺産は日本に4自治体ありますけれども、それに先駆けてぜひ小笠原が発信して行っていただきたい。

もう一つ、小笠原は戦前から亀肉の食文化があります。カメをばらすと、中からレジ袋が出てくるようなこともあつたそうです。現実的に身近に起こっているものには、村としてもうちょっと目を向けたほうがいいのではないかと思いますので、ぜひこの減量化に向けてさらなる進め方をしていただきたい。その上で村長の前向きな所見をぜひお聞きしたいと思います。

もう一つ、小笠原のように広大な経済水域を持っていたら海岸線も非常に長くなります。その海岸線に漂着する漂着物、これも膨大な量であります。村でも全部ではないでしょうけれども、有人島を中心に、東京都の委託を受けて回収に取り組んでいるという話を聞いております。

問題は、国が推薦して登録されました世界自然遺産ですが、村民として世界自然遺産の維持管理に真剣に取り組んでいる。それでも、このごみ問題は地方自治体でなかなか処理できない。それは多分財政面もそうだと思います。けれども、世界自然遺産の海岸線に関しては、ぜひとも漂着物の回収にも力を入れていただきたい。そのために、東京都や国の支援はぜひとも必要で、これはレジ袋と一緒に同時並行で、ぜひ進めて行っていただきたい。

先ほど、世界自然遺産関係、4自治体のお話をしましたが、年1回一木議員が先頭に立って、世界自然遺産を維持管理していくのは大変だから、ぜひ助成の輪を広げてくれといった、要望を環境省に行っている。その中にごみ袋の問題もぜひ入れていただきたいと思っています。そのためには、まず村内をまとめていただいて、同じ認識でもって、世界自然遺産に恥じない島づくり、ぜひ目指していただきたいと思います。

改めて村長の答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。あとは自席にて質問します。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長のご質問についてお答えをいたします。

プラスチックごみに関しましては、国内外で大きな問題となっており、環境省におきましてもその対策の検討が進められているところでございます。また、本村におきましては、これまで、ごみの持ち帰り運動の実施やエコバッグの配布などに取り組んでまいりました。村として、引き続きこういった取り組みを推進していき、世界自然遺産にふさわしい島として発進できるよう、できるところからやってまいりたいと考えています。

次に、漂着ごみ対策でございますが、海岸に漂着したごみによって、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が出るのが懸念されております。小笠原諸島は世界自然遺産となったすぐれた自然環境を有しており、また、ご質問にもございましたように、アオウミガメの日本最大の産卵地ともなっていることから、その対策は重要性の高いものと認識しております。そういった背景もございまして、11月には環境大臣にお会いし、小笠原をモデルとした漂着ごみ対策を国としてしっかり取り組んでいただきたいようお願いを申し上げます。

今後も関係機関と協力をし、世界自然遺産にふさわしい島として、海岸漂着ごみ対策を進めていけるよう努めてまいりたいと思います。

昨今、このプラスチックごみについては、マスコミ等で大変広く取り上げられております。人体への影響等も含めてですね。そういう意味では、もともと私どもの村民は意識が高いと思っておりますので、副議長からご指摘のあったさまざまな取り組みの提言については、これから検討してまいりたいと思っております。個別具体的な質問については、詳細を知る担当課長にこれから答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 杉田副議長からご質問がありました、まずレジ袋について、

レジ袋の削減についての経緯と村の取り組みについてご説明いたします。

レジ袋は、容器包装リサイクル法、平成7年制定、平成12年完全施行において、その他プラスチック製容器包装の一つとして定められています。製造者と小売店など使用者には排出抑制と再資源化義務が、市町村には分別収集が、また、消費者には排出抑制と分別排出が、それぞれ役割分担されております。

父島では、この容器包装リサイクル法にのっとり、主要な2店の事業者が自主的に排出抑制に取り組み、レジ袋の有料化を実施されております。こちらでは数多くの方がマイバッグで買い物にいられています。

一方で、当村においては、ごみの4R、断る、減量、再使用、再資源化を基本に、ごみの総量削減に取り組んでおります。レジ袋もその中の一つとして、不要なレジ袋はもらわない、むやみに捨てない、再利用する、最後はその他プラスチックとしてリサイクル、またはごみ袋として利用することを推奨しております。

次に、海ごみについての経緯と取り組みについてご説明いたします。

本村では、従前から村民、来島客を問わず、数多くのボランティアの方々が主力となって海ごみ清掃が行われてまいりました。村の取り組みといたしましては、清掃後の収集、中間処理、最終処分、本土での資源化と中間処理といった適正処理の構築の維持と、また、ボランティアの方々が安心して気持ちよく海岸清掃ができる体制を確保してまいりました。これは、平成21年の海岸漂着物処理推進法制定以前からも基本的には変わっておりません。

一方で、平成25年に、海岸漂着物処理推進法に基づき、東京都の海岸漂着物地域計画が策定されております。これにより各関係機関の役割分担が明確になり、それまでは村が全額負担していた処理費用については原則として国が負担するとし、また、海岸管理者等が処理責任を負う仕組みへと移行しております。それまでのボランティアによる収集に加えて東京都の直接収集事業も開始されております。また、この計画の中では、海岸利用と自然環境面での評価を行い、属島を含む40カ所の重点区域海岸を設定しております。

このような取り組みの中で、村では、平成24年まではおおむね年間12トン、平成25年以降はおおむね年間18トンに及ぶ海ごみの適正処理を行ってきました。海ごみ収集実績から、年によりその漂着物の変動が激しいことがわかっております。これは海洋気象状況、台風だとか潮流の影響により、年によりかなりのばらつきがあります。こういうばらつきがあるんですが、重点区域海岸における環境衛生上の問題は、おおむね回避されていると考えております。

以上になります。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の答弁の中で1点お聞きします。

この環境問題の大もとは、当然、環境省であり環境大臣です。11月に環境大臣にお会いしたということですが、ある意味、取り組み姿勢を明確に示すことによって、いろいろな支援を受けやすい時期なのかなという気もするんですけれども、村長が環境大臣に会って得た感触はどうだったのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 私がお会いしたのは議長も一緒でしたが、その後、村議会議員の皆さんの中でも、環境大臣にお会いした方がいらっしゃると思います。大変前向きな方でした。その前向きというのは、発言自体が熱いんですよ、伝わってくると思いますか、とにかくやらなきゃいけないことはわかっているからという中で、我々としてはごみ処理のことで伺ったんですけれども、当然そこにはプラスチックごみも含まれているわけですが、その後の世界的な環境会議にも大臣が出ておられて、その発言を聞いても、前向きにこのことについては取り組んでいただけるんだろうというふうに思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） では、まずレジ袋ですけれども、今、担当課長の答弁、ありきたりの答弁だと私は思う。そうじゃなくて、私はこれから一歩でも二歩でも進んでいただきたいと、こう思っています。まずレジ袋をいかに削減したらいいかという部分で、先ほどから私は言っていますけれども、有料化がいいのか、店頭になよというのがいいのか、それともまたマイバッグを自治体で配布するのがいいのか、それはわかりませんが、とにかく島内で同じ考えを持って取り組まない限り、なかなか大きな削減には結びつかないと思うんです。先ほど私言いましたけれども、関連事業者を集めた協議会的なものをつくっていかないと、私はなかなか難しいというふうに思っていますけれども、この辺についてどうですか。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） レジ袋の削減につきまして島内で議論が必要ではないかということですが、庁内におきましても、どういったことができるのかということは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 環境課長の答弁としては当然、そういうふうになるだろうけれども、私からすると、もう一歩前へ進んで、いつごろをめどに進めていきたいとか、はっきりしたものが言えなくても、これから邁進していきますという言葉をもうちょっと前に出していきたいと思う。

それはそれでいいとしても、レジ袋に関しては、小笠原の事業者からも、今のレジ袋、あんなふうにいっぱい使っていていいですかという疑問の声が出ているところもあるんです。そういう意味では、村が1本、柱として何か打ち出せば、いいことなら絶対協力してくれると思うんです。まずこの協力的なものを早急につくっていただきたいと、こう思うんだけど、どうですか。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 協議会の設立ということですが、かつてごみ会議というものがあつたかと思えます。今現在もごみ削減の取り組みは進められておりますけれども、いかにいい形でごみの少ない島として、世界自然遺産にふさわしい島としてやっていけるかということは、そういった協議会の設立も含めまして検討したいというふうに考えています。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） これは当然大きなことなので、庁内でも議論しながら、どういう形で立ち上げていくかというのは、多分いろいろと問題もあると思う。ですが、それを遅滞することなくぜひ進めていっていただきたい。

今、日本で一番進んでいるごみ袋対策を行っている自治体は、2日前に条例を制定した京都府の亀岡市というところで、多分日本で最初だと思いますけれども、その亀岡市は、レジ袋の削減にどう取り組んでいったかという、有料だろうが無料だろうがレジ袋を提供してはだめだと。提供した場合は罰則のようなものがあると。それに問題がある場合は、商店が紙袋を提供するとか、いろんなことを考えているみたいですが、基本的にはレジ袋を店頭からなくそうということで、それが実際にもう動き始めているんですね。

ですから、日本の自治体、本当に真剣に取り組んでいるところは取り組んでいるんです。私が先ほどから言っているように、小笠原は海を汚されたら価値が半減するんです。このプラスチックごみの、今一番問題になっている一番だめなところは、マイクロプラスチック。波に洗われたり、海岸で削られたり、風化したりして劣化して、0.5ミリ以下の大きさ

になったまま残っている、消滅しない。それが今、風とともに人間が吸うときもあるかもわからないし、海底で魚等が食べれば、当然人間に対しても食物連鎖のようにつながっていくと。それは散らばった後ではなかなか難しい。外来種対策と一緒になかなか取り扱いが難しい。

ですから、やはり今のうちからそういう方策をぜひ庁内でも検討していただきたい。その政策をもっと進めていただきたいと、こう私は思っています。そのことについて、これは環境課長だけ、建設水道課長だけではなかなか難しい。当然庁内の協力がないとできない。

この取り組みについては、島内もそうですけれども、庁内でも温度差がある中で話を進めると、やはりなかなか前に進んでいかない。だから、その調整はぜひ村長にもしていただきたい。そして、事業者からももうちょっと取り組むべきだという声が出ている以上は、やはり村として先へ進めていく議論も必要だと思います。

これは地球温暖化にも直結していく問題なので、COP24でも地球温暖化対策の一つとして、プラスチックごみに関してはもっと真剣に取り組むべきだという採択もされています。このことに関しては半年、1年ではなかなか難しいと思いますけれども、時間をかけてもちゃんとした形で、前向きに取り組むべきだと思う。それから私が心配しているのは漁網ですね。これは、ここに配置されている漁網よりも流れ着く漁網のほうが多いのではないかと思うんです。そのために海岸線の漂着物もなかなか減らないと思います。

ですから、大きな広い海岸を有している小笠原の漂着物を、少しでも前に見える形でどんどん処理していく。特にお願いしたいのは、ケータ島周辺は、アホウドリの生息地として新たに動き出しているところでもありますし、ああいうところに影響を与えるのもよくないと思う。やはり世界自然遺産に関連している属島は、私はできれば環境省がもうちょっと力を入れて、漂着物の処理に関しては協力して支援していただきたいと、こう思います。

余り言うともあれですけれども、最後に村長、自分で調べていくうちに、改めて、私もプラスチックごみ、結構これは大きな問題だなと、こう思うようになりました。そして、島内でもそういうことを心配している人がいる。それに向かって、やはり行政として少しでも進めていくのは当然のことだと思うし、村長はその責務もあると思います。そしてまた、村長は島外に対してもいろいろな人脈があるわけですから、その人脈を通じてぜひ支援の輪を広げていただきたいと思います。島内事業者、そして庁内の各課、それに私たち議会も含めて、ぜひいい方向に進むように、統一化して進んでいきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今回の杉田副議長のご質問に、否と言う方はおられないと思うんです。それぐらい、国内外での、まず大きな意味ではそういう問題点と、実際に属島も含めて、広大な海域を抱えている小笠原では漂着物の問題もごございます。まず村内のごみの減量等々については、担当課長も説明をしましたし、議員もご案内のとおり、過去、ごみ会議等々をやって、私はそれなりに小笠原村民の意識は高いと思っています。

また、ごみ会議は、ご案内のとおり、各住民の代表の方が入っておりましたので、こういうような会議がやはり実のあるものだと思いますから、ご提案をいただいた協議会というようなものは、こういうものをモデルケースに、その発展系になるのか庁内で議論をしていきたいと思っています。

漂着ごみ等につきましては、まず広範な海域、それから財政上の問題等々、やっぱり国や東京都のご支援もいただかなければなりませんし、既に、先ほど課長が答弁しましたように実践していることもございますので、それをもっと充実をさせていただけるよう、これからお願いもしていきたいと思っています。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 最後に1点、建設水道課長にお願いしておくんですけども、課長の答弁の中で、今、東京都の委託を受けて実施している、重点清掃区域40カ所、属島、よく見ると、ほとんどが有人島に近いとか有人島の近辺だけなんです。私から言わせると、南島、硫黄島はどうなんだと、ケータ島はどうなんだと。世界自然遺産を形成している中で、やはり大事な属島に関しては、今まで以上にやるべきだと思うし、やる必要もあると思っていますので、40カ所じゃだめだと村議会で言われたと、これをこれから広げていくにはどういうふうをお願いしたらいいですかと、その辺を東京都の担当者と、真摯に話し合いながら前にぜひ進めていただきたいと思います。課長、答弁して。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 私も杉田副議長と同じようなことを思っております。ただ、やはりかなりの時間はかかると思うんです。ですが、その方向でしっかり課としても動いていきたいなど、その辺はしっかり動きたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 最後に、今、課長が言ったように、私はこの問題はそんな短期間で

きる問題じゃないと思っているから、庁内をまとめてもらって、担当課がぜひ前に進める努力をしていただきたい。私も質問した以上、これを見守っていく義務があるので、またいろいろと聞くとお思いますので、ぜひ遅滞がないように進めていただきたいと、こういう気持ちでお願いします。

質問を終わります。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤です。

私のほうは2点について、社会保険制度に伴う社会保険の未加入対策、これから波及する高齢者対策ということで1点目にお伺いしたいと思います。2点目は、干ばつ災害に伴う水の確保ということでお伺いしたいと思います。

平成28年と平成29年に、公共事業に従事する人の社会保険未加入問題ということで質問させていただきました。今回が3度目なんですけど、なぜ3度もということになりますけれども、なかなかやはり解決が難しい部分を抱えているのかなということで、再度お伺いしたいと思います。

社会保険制度では、これまで村として社会保険加入、これ以降は保険加入ということで話しをさせていただきますが、促していくという答弁でございました。実際に改善されてきたという声も耳にしております。働き方改革なども含めて社会保険制度改革が議論されて、パートで働く主婦、短時間労働者なども保険に加入できるようになりましたが、その改善された制度の内容がほとんど周知されていないのか、あるいは逆に複雑過ぎてその辺が問題になっているのか、村内でも一部ではまだ改善されていないというお話を伺っております。社会保険適用者が、雇用者の理解が不十分で届け出や納付義務が徹底されていないなど、保険加入漏れが現実には起きているということのようです。

公共事業の場合、従事者の保険費用も予算に含まれているということになるかと思います。制度上、健康保険と厚生年金の費用は雇用主が本人に代わって納付するというご存じのとおりでございます。逆に言えば、公共事業費の一部は健康保険、年金の財源になることが織り込み済みだということになるかと思います。法律上は日雇い労働者であっても、雇用主による保険料の納入という制度もございます。

しかし、そこで働く方の保険料が納められていない場合は、その分だけ事業者を支払われていた保険や年金の財源は、事業者の収入にはなっても、本来ならば村のほうに入ってくるものの収入減ということにつながっていきます。労働者は社会保険を受給できなくなるというデメリットも出てきます。社会保障費は適正に処理されるということが当たり前でなければなりません。村の責任で社会保障費を回収するくらいの厳しい態度が、本来なら必要なのではないかというふうに思っています。シルバー人材センターの設立理由の一要因というのがここにあるんだということを、以前にも申し上げました。

もう1点は、この中の前払金制度というものがございます。地方財政法第38条では、予算の目的外使用禁止、小笠原村公共工事の前払金取扱要綱第12条で、村では約40%ぐらいをめどだということですが、前払金の取り扱いを定めています。

国土交通省では、資材購入や労働者の確保など、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするものとされています。自治体ごとに要綱を定めております。用途については、小笠原村では当該工事に必要な経費と簡単に明記されているんですが、ほかの自治体では、材料、労務、外注、機械器具の賃借料や購入、仮設、現場監理、一般管理の費用ということで、具体的に使用できる項目を明記されているところもございます。

労務費と一般管理費には、当然法定福利費も含まれています。その観点から、地方財政法第38条の歳出予算が定めた各項目間の相互移用の禁止と要綱第12条の用途制限を総合すれば、前払いで払われた社会保険費用を他の経費の支払いに充ててはならないということになるかと思えます。

村から支払う事業費の中の法定福利費は、国民の社会保障費の財源の一部で、制度上、一時的に業者に預けたものであり、社会保険の財源になるというものです。監査を実施し、社会保障費として使われていたかなどを調べているのか。また、村も規則を遵守しなければ村民の信頼を得られないと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

この後は自席で再質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の村としての立場でございますが、村としては、法律にのっとり踏むべき手続を踏み、定められた制度を遵守するということが行政運営の基本姿勢でございます。その上で、ご質問にあった事業を発注する場合、発注者としても全く同じことございまして、法律にのっとり踏むべき手続を踏み、定められた制度を遵守し、発注に当たってはそれを受注

者にきちっと伝えていく、そして守っていくことを文書も含めてやりとりをするということに尽きております。

個別具体的なことは、また自席というお話もございましたので、担当課長にそれぞれ答弁をさせます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の前払金に対します監査につきましては、定例的に実施されるものではございませんで、問題があった場合に実施されるものと認識をしております。村として監査をした実績はございません。

主に本村の契約をした際に、受注者が別途契約をする保証会社といたしまして、東日本建設業保証株式会社というものがございます。この会社の前払金の保証約款に前払金の使途の監査というものがございます。条文につきましては、安藤議員に既にご案内のとおりでございますけれども、第15条の第1項から第6項に細部にわたり記載がされているものでございます。

また、小笠原村契約事務規則第47条第4項に定めがございまして、「前払金の支払いを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。」といたしまして、契約の解除時、また目的外使用時を対象としているものでございます。

以上によりまして、問題が生じた際には適正に対応することといたしております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 村長のほうで法律にのっとり遵守しているということでございます。

それが当然だろうというふうには思っています。今、担当課長からも、問題が生じれば適正に対応するというところでございますが、やはり監査などを徹底していくことが、今後必要なのではないかというふうに思っています。ぜひ検討していただきたいと思っております。

建設業界の保険加入促進については、実は今年3月の東京都議会でも質問がありました。東京都は対策を講じると答弁されて、5月24日に、東京都の財務局から「入札契約制度改革の本格実施について」という通知が出されました。このときの東京都の対応の早さを、やはり村もぜひ見習っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、この通知により、小笠原支庁での公示においても、「東京都発注工事における一次

下請契約の社会保険等未加入対策の徹底について」という資料をお渡しされているということです。これによれば、東京都の監督員が施工体制台帳を確認することにより、保険加入状況を調べて、未加入者がいた場合、受注業者に加入指導するということです。村も参考にされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 現在の確認体制につきましては、島内の関係機関と同様の書類の提出を求めることによりまして実施をいたしてございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 村も関係機関に準じて迅速に対応しているということで受けとめいたしました。やはり何事も迅速に対応することは必要だと思います。

村内では、作業員自体が保険未加入の場合があるというふう聞いております。平成29年の第3回の議会で、財政課長は、社会保険等の加入を入札参加の条件とする旨を述べてございます。具体的には、入札を希望する業者に経営事項審査書類を提出させ、それぞれの保険加入状況等のありかなしで確認しているというふうに思います。

私も施工体制台帳を調べさせていただきましたが、それだけでは職員個人個人の加入状況までは把握できないんだということがわかりました。社会保険制度の改革内容の周知はされていても、各事業所の一部の担当者や経営者が知っているだけで、届け出も納付義務も実は徹底されないということが、いつまでも未加入者が減らない要因の一つで、ここら辺が抜け道になっている部分ではないかと思えて仕方ありません。確認方法を工夫して、作業員名簿を基礎に加入状況を確認することを考慮に入れ、加入促進に努めて、一人でも未加入者をなくす手立てを考えていただきたいというふうに思います。

入札契約適正化法第13条及び「建設業における社会保険等未加入対策について」の通達がございまして、村長には保険加入を促す責務があるかと思えます。以前に申し上げましたけれども、作業員名簿確認事項は国土交通省の下請指導ガイドラインでも進められている方法です。これは細部にわたって状況判断が的確にできるものだろうというふうに思います。

今後、これらのガイドラインを再度確認して、事業者が保険加入に踏み切れるようにするためにどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 現在、入札を希望される事業者の保険加入状況の確認方法につきましては、今、安藤議員のご発言のとおりでございます。関係機関と調整の上、加入促進

を図れるよう対応をしてみたいと思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひ加入促進を図っていただきたいと思います。一人でも未加入者をなくす手立てを講じていただきたいなというふうに思います。これは地道に取り組むことが大変重要になってきますので、その辺も考慮して取り組んでいただければと思います。

健康保険や年金の財源も、やはり逼迫しているという状況かと思います。国民年金だけで生活を送ることがだんだん難しくなっています。公共事業に長年従事しながら社会保険に掛けられてこなかった実例が過去に多くありました。国は厳格な方針にかじを切り、東京都も入札契約制度改革の本格実施を始めたことにより、そのようなことはもう許されなくなっている状況にあるかと思います。

村長に生活保護受給者が増えることでの見解を伺ったときに、村民が将来にわたり幸せな生活を送っていただきたい、村としてもできることを着実に実施し、発注者としてできることはきちんとしていきたいと、先ほど答弁をいただきました。生活保護受給者が増えないように自立した社会の構築をするためには、その温床にならないように厳しく取り組むということを望みたいと思うんですが、対応はどのようにされるのか伺います。公共事業受注業者には、社会保険加入指導に加えて、未加入のままにしておく国民全体に悪影響を与えることを理解してもらおうように努めてほしいと願っています。

また、村内には年金事務所も社会保険労務士事務所もないことから、昨年の質問では村がもっと周知してはどうかと問いましたが、何らかのサポートが必要だと思います。地道にやっているようですけれども、今後、労働基準監督署と連携をして、指導と説明会や相談会などを開くのも一案かと思いますが、村の方針を示すようお願いしたいと思いますが、どのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ガイドラインの中でいろいろ列記されているものがございます。

例として、いろいろな様式等、その中で紹介をされておりますけれども、その様式等を十分整理の上、村としてできることを着実に実施しまして、発注者としてできること、また、適正に周知を図ってまいりたいと思います。

ただ、先行して他の機関から書類提出を求められておりますことから、事業者の方はご存じのことと判断をしておるところではございますけれども、これからも一層、各関係機関と連携等いたしました上で、十分な状況で進めていきたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） よろしくお願ひしたいと思います。今回は、たまたま建設業ということで取り上げさせていただきましたけれども、村内のあらゆる事業者で同じようなことがあると伺っています。今後の問題として真摯に受けとめて、村全体の所管対策として対処していただきたいなというふうに思います。

生活保護世帯の急増やその制度の悪用など、全国ではいろいろなことが起きています。やはり自立した村をうたっているのであれば、村民が自立しなければいけないという思いから、村民を支えるためのシルバー人材センターの設置についても必要だと考えますが、4年目に入りますが、まだできていません。このままではうやむやになってしまうのではないかと、懸念しています。これから何らかの行動をとらなければならないかなというふうに考えています。

今は売り手市場ということでしょうけれども、それでも厳しさをもって生活保護世帯とまらないような自立した社会を目指して、地道に取り組んでいただくことを強く要望して、この質疑を終わらせていただきます。

次の干ばつ災害に伴う水の確保ということで、2点目の問題をお伺ひしたいと思います。

近年、小笠原諸島において水不足が続いています。一昨年、今年と、これも災害だという認識からいけば、水不足の要因となるものは何かなということをいろいろ調べていましたら、おもしろいことがわかりました。

駒澤大学教授の清水善和博士が41年間の研究成果を発表されました。小笠原の植物動態の調査をされて、41年間で多くの固有種が個体数を減らし、世代交代も進んでいないため絶滅が危惧されるということでした。さまざまな要因が考えられるんですが、最大の要因は島の乾燥化らしいとのことでございます。地球温暖化の影響も当然あるのだろうと思います。戦前と今回の調査期間中の平均降水量などを比べますと、年間平均の比較では約400ミリも少なくなっています。気温も高くなっているということでございます。

今年の12月もですが、この暖かさを象徴しているような報告だと思いました。このことを考察すれば、これから毎年のように慢性的な水不足になる可能性が懸念され、危機感さえ感じます。

また、母島の農業用水が少ないということを知り、玉川ダムは水不足だから足りないのだろうというふうに単純に思っていました。しかし、実態は農業者の使用量も増えているということにも起因しているということでした。農業が盛んになっていることの証しでもあ

ると思いますが、慢性的な水不足を訴えています。このままでは農業もままならないのではないかと、困ったなという感想を持ちました。

父島の長谷ダムも見に行きました。藻が繁殖して水がかなり少ない状態、これが今の状態かと思います。父島では毎日防災無線での節水の呼びかけが行われています。このような状況で、飲料水及び農業用水を確保するために、父島では、昨年不調に終わった第2原水調整池の確保は何とかなりそうということですから、何とか2年間での対応が急がれますが、母島でも第2原水調整池の確保などのような計画をしていくのか、どんな対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課副参事、岩本君。

○建設水道課副参事（岩本弘幸君） ただいまのご質問について答弁させていただきます。

新たな貯水施設を設置するには、ある程度広い土地が必要となります。父島では、扇浦浄水場の移転に伴った跡地利用の面と、周辺に配管も整備されていることもあり、水運用の面でも効率がよいことから、貯水施設を計画することができました。一方、母島におきましては、適した面積の土地もなく、また、水運用の面でも効率のよい設置場所がないため、現在のところ貯水施設築造計画は立てておりません。

また、対策につきましては、前回の渇水時と同様、東京都と営農者様のご協力による農業用水からの取水と、50トン程度の海水淡水化装置での揚水を考えています。また、平成31年度には、東京都から海水淡水化装置を父島には200トン、母島には50トンを導入していただけるとのことですので、これも今後活用していきたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 東京都から海水淡水化装置を導入していただけたということはありがたいことなのですが、飲料水については、一昨年同様の緊急対応的な対策として、海水淡水化装置を設置、稼働するということを考えておられるのだろうと思います。

農業用水に対してはどのような対策を考えているのか、その方向性を提示いただきたいとします。このことについて農業委員会等で何か話し合いがされているのかなということ、ホームページ等で議事録が見られるかなと思ったんですが、わかりませんでした。それで協議されているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 渇水時における農業用水への対策でございますが、東京都に確認をいたしましたところ、母島におきましては、12月10日現在ですけれども、玉川ダム

の貯水率が34.1%であり、玉川ダムを利用する農業者の皆様へは節水へのご協力をお願いするとともに、今月、12月から週3回、業者委託により、し尿処理場の処理水を1日約20トン見廻山の貯水槽へ運搬をしております。

また、父島におきましては、農業用ダムの水量は維持されているということですので、現在のところ渴水への対応はないと伺っています。

農業委員会での協議の件でございますけれども、渴水についての協議はこれまでいたしておりません。前回の渴水時には、父島は農業用ダム、母島は大沢ソーラー灌漑施設の農業用水を水道水へ転用していたこともあり、農業委員会で情報提供を行うとともに、農業委員会だよりで農業者の皆様にご協力をお願いしております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） そういえばし尿処理水の活用ということ、決算特別委員会のときに、母島に行って伺ったかなということ思い出しましたが、農業者の方に節水というのは結構きついのではないかと、また、死活問題にならなければいいなというふうに思います。

現在、新母島保育施設及び防災拠点の観点から、新設するための調査等が実施されていると思います。その中で、その上の船見台の沢については、土石流の危険性がある場所というふうになっているかと思えます。そこで、このままいけば砂防ダムの建設ということになるのではないかと思えますが、村からは東京都、小笠原支庁、小笠原支庁母島出張所等に対してどのように協議して要請しているのか、あるいはまだ何も要請していないのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 議員ご指摘のとおり、船見台の沢筋については土石流の危険性のある場所になっております。東京都は土砂災害防止法に基づく小笠原村における基礎調査を平成28年、平成29年度に行い、平成30年3月、基礎調査結果の公表、平成30年7月、区域指定説明会、平成30年10月5日、区域の指定の告示を行ったところであります。船見台の当該沢筋についても、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域に指定されております。

村は、新母島保育園施設を船見台に計画するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査前の平成27年度から、小笠原支庁土木課及び母島出張所と協議を重ねてまいりました。協議の結果、東京都は当該沢筋について、砂防事業として砂防ダムを整備することとし、平成28

年度に砂防基本計画、平成29年度、ダム本体基本設計、平成30年度にはダム本体詳細設計を実施しています。

今後は、平成31年度、砂防指定地に指定する予定でありまして、平成33年度から平成35年度にかけて砂防工事を行う予定だと伺っております。なお、砂防ダム工事完了後は、再度基礎調査を行い、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域が解除となる予定です。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 砂防工事が行われるとのことですが、今後、水源を確保しなければならないというのであれば、この砂防ダムを水源用ダム化するとか、これからにつなげていけないのか、多様性を考えて考慮すべきではないかと思います。村としても水源確保は必要と思いますが、そういった考え方ができないのか、あるいはその点についてどうしようとしているのか、その方向性を聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 当該予定地については、現状の沢筋と水路について、常時枯れた状態でありまして、大雨時以外はほとんど水が流れないという状況が確認されています。また、砂防ダムについては、土砂の堆積と流木防止を目的とした構造で整備されるために、水はほとんど帯水しない構造だと伺っております。よって、当該砂防ダムによる水源の確保については当初から考えておりません。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） あの沢は、確かに地下水に流れ込んでいるのかなというふうな気がしています。下の元地の地域には結構井戸がありますので、その辺がそういうところで流れているのかなという気はするんですが、砂防ダムであれ水源ダムであれ、つくるためにはそれ相応の環境アセスメントをしっかりと取り組み、何年かかかるかもしれませんが、確実にやらなければならないと思います。

先ほど、平成33年度から平成35年度にかけての予定だということでしたので、その辺はもうしっかり取り組まれているのかなというふうには思いますけれども、ここでの手抜きは決して許されることではないと思いますので、どのような工程で実施するのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 砂防ダム予定地におきまして、平成29年度に東京都がボーリング調査を実施しておりますが、孔内水位が確認できなかったということをお伺いしております。

す。

孔内水位というのは、ボーリングで深く穴を掘って、それから、地下水があればずっと上のほうまで水位が上がってくるというものなのですが、今回は残念ながら孔内水位が確認できないということで、やはり水源として利用できるような地下水量ではないと考えております。

また、当該砂防事業に係る環境調査についてですが、小笠原支庁母島出張所に確認したところ、新母島保育園施設計画のために、村のほうで平成29年度に行った砂防ダム計画地を含む船見台周辺での自然環境調査、その結果をもとに、もう一つ、母島出張所が今年度実施するオガサワラオオコウモリの調査等、これに基づき環境に配慮した整備を行うということで伺っております。

なお、村の実施した調査につきましては、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、オカヤドカリ類、陸産貝類、水生生物、植物相、植物の各項目について行っております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 着実にやられているかなと思います。ただ、やはりそこは重要ですので、しっかりやられていれば本当にありがたいなというふうに思います。この辺については、自然保護団体のほうからもいろいろとそういうものが入ってきておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

村民の多くの方々は、この水不足については、昨年、一昨年と同じような海水淡水化装置でしのぐんだらうと、単純に思っている方もおられるかなと思います。

しかし、現在小笠原村が保有している海水淡水化装置を稼働するのにかかる費用は、調整費が約600万円、運転電気料金が月約30万円かかるということです。それから、海水淡水化装置メーカーからお借りして対応する設置費用、内地から持ってきて稼働するということが約3,500万円、燃料費が月約260万円かかるということになるかと思ひます。それも1基分です。使用台数が増え、それに父島、母島両方ということになれば、さらに経費がかさむこととなります。恐らく数千万円という単位になってしまいますが、これが毎年となっていく可能性が高いという場合には、やはり別の手だてを考えていくことが重要だと考えていますが、村として、現状でどのような対策をしようと考えているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（池田 望君） 建設水道課副参事、岩本君。

○建設水道課副参事（岩本弘幸君） 海水淡水化装置以外の対策としましては、貯水池の確保

等と、また水源の水量増量を検討していきます。貯水池の確保につきましては、本議会承認後の年明けから第2原水調整池の工事着工となり、平成32年度から運用開始の予定です。これにより約3,600トンの貯水が可能となります。父島の1日水道使用量が約700トンであるため、約5日分の確保ができることとなります。

また、水源の水量増量につきましては、昨年度、ダムの現況調査委託を実施し、ダムの劣化、損傷及びかさ上げ、浚渫等に関する課題の抽出を行いました。

今後は、平成32年度に時雨ダム、乳房ダムの堆砂測量と浚渫方法及び時雨ダムのかさ上げについての検討を予定しております。その結果をもとに整備改修計画を立てて、順次実施していきたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） その辺については前にも申し上げたんですが、浚渫等も含めて大事な問題だろうと思いますので、よろしく願いできればと思います。

防災に強い島をつくり上げていくということのためには、水の確保と電気の確保は欠かせないものだと思います。母島の再生可能エネルギーでの発電施設の設置など、具体的に進み始めました。父島での津波災害を考えたときの、再生可能エネルギーでの発電施設の確保についても、すぐにでも取り上げていかなければならない重要な課題だというふうに思っています。

ハワイやガラパゴスの島々では、再生可能エネルギー100%を目指すと言っていて、もう実施に向けて動き出しているという話をお聞きしました。以前、私の質問で、小笠原でもエネルギービジョンに沿って取り組んでいきたいと、村長や環境課長が言われていましたけれども、その点についても、どのような姿勢で取り組むお考えなのか、また、緊急性をどう担保しながら実施していくお考えか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 村民の安心・安全な生活を保障することが村としての責務ですので、電力をはじめとしたエネルギーの問題につきましては、まずは安定したエネルギーを確保することが重要であると、そういった考え方に変わりはありません。

エネルギーの観点で申し上げますと、まずは避難所における電力確保につきまして対策を進めていくことが重要だと考えております。また、今後、施設の更新時や新規施設の整備の際には、再生可能エネルギーの活用を含めまして、非常時の電源確保について検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 時間が来てしまいましたので、最後の質問にさせていただきたいと思っています。

村民も勉強していくということが必要だろうと思います。このことについては、私たち自身もやはり頑張っていかなければいけないだろうというふうに思います。今後建てられる全ての施設について考えれば、当然、新母島保育施設等の建設についても、防災拠点としての位置づけもされていくことでしょうかから、その中では、当然、地下タンクの設置あるいは太陽光発電蓄電池の設置などについても、今後計画されていくものと思います。

あらゆる手立てを講じて災害に強いものを構築していただきたいと思いますが、どのような知見で進めようとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 現在、母島村民会館、保育園の建て替えを計画しており、体育室と会議室を防災拠点として位置づけることとしておりますけれども、今後、基本設計策定作業の中で、防災拠点に必要な附帯施設について検討していくということになります。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

この問題についてはまだまだいろんな課題を抱えているかなと思います。以前、渋谷副村長と立ち話をしたときも、やはり水源が欲しいと、村としてはそういうものを確保していきたいんだという話もございました。それは私たちも同じところで、これからこういうことがずっと続くのであれば大変困った問題かなと思っていますので、何とか解決の方法を、いろいろ見つけていく検討をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（池田 望君） お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後2時から再開いたします。

（午前11時55分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

一般質問、本日は2点伺います。1点目が東京都・小笠原村合同総合防災訓練について、2点目が硫黄島について、特に帰島の問題についてを取り上げます。

まず、1点目の東京都・小笠原村合同総合防災訓練についてですけれども、午前中に清水議員が同様の質問をしておりますので、私からはまた別の視点から質問をさせていただきます。

11月8日から3日間にわたりまして総合防災訓練が実施されました。その中で、海上保安庁の巡視船いずが派遣されて、海難救助等の訓練が実施されてはいましたが、航空機を活用した訓練が実施されなかったと聞いております。その理由をお尋ねしたいと思います。

2点目が硫黄島についてでございます。

11月27日に小笠原協会主催で講演会がありました。元大阪大学准教授で米軍の海兵隊の外交政策部次長でもありましたエルドリッジ先生を講師に招いての講演会でした。その講演会の中で、エルドリッジ先生の見解として、硫黄島の一定の地域での生活は可能だという、そういう提言をされまして、その中身が東京新聞の報道にもなりました。

この講演会、村長も参加したと伺っておりますけれども、このエルドリッジ先生の見解について村長の所見を伺います。

この2点でございます。残りは自席で質問を行います。

以上です。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、合同総合防災訓練でございますけれども、先月8日から10日まで、本村におきまして初めて東京都との合同の総合防災訓練を実施いたしました。内地から多くの防災関係機関が結集して、従来の住民避難訓練に加え、自助・共助・公助の観点からさまざまな訓練が実施され、延べ約2,000人が参加をいたしました。こういった訓練の積み重ねがいざというときの防災・減災に結びつくものと確信をしております。

ご質問の航空機を活用した訓練がなぜなかったかということにつきましては、調整を担当

しました総務課長に答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

2点目に硫黄島についてのご質問がございました。去る11月17日、東京日本橋におきまして、小笠原諸島の研究者でもあるロバート・エルドリッチ氏の講演会が、小笠原協会の主催によって開催をされました。講演会には、明治学院大学の石原 俊先生もコメンテーターとして参加をされており、私もお招きをいただき、講演を拝聴させていただきました。

講演の内容でございますけれども、エルドリッチ氏がお書きになった「硫黄島と小笠原をめぐる日米関係」という本の内容をもとに、硫黄島研究の重要性や調査研究の方法論、硫黄島返還までの日米の政治的な動きなどについての話があり、最後に旧島民の帰島問題に関する所感を述べられておりました。

その内容は、旧島民の方々が島に帰れなかったことが非常に残念であり、国の挙げている帰島できない理由は全部言いわけに聞こえてしまう。また、不発弾処理の問題などさまざまな課題はあると思うが、硫黄島の一定の地域での生活は可能だと思うというものでございました。また、その発言について、明治学院大学の石原先生は、もう一度居住ということは現実的ではないかもしれないが、例えば3週間ないし1カ月程度、硫黄島平和祈念会館で滞在できるような状態を、旧島民の第1世代の方々が元気なうちにできないものかということ、考えるべきことだと思うというコメントがございました。

講演会における様子は以上でございますけれども、最後の旧島民の帰島問題に関する両氏の発言は、議員ご指摘のとおり、東京新聞にも取り上げられました。

ご質問の講演に関する私の所感でございますけれども、返還から50年、強制疎開から75年、もともと住んでいた島に帰島できない状態ということは、石原先生の指摘にもございましたけれども、世界的に例を見ない状態なのだと思います。それほど年月がたったということとを改めて感じました。

エルドリッチ氏や石原先生のご発言につきましては、長年、小笠原諸島の研究に携わってこられた研究者だからこそ言える内容だと拝聴をしました。また、その発言に至った心情も理解はするところでございます。

エルドリッチ氏の「一定の地域での生活が可能だと思う」という発言は印象的ではございましたが、行政の長の立場としては、昭和59年に帰島困難という国の方針がある中で、残念ながら旧島民の第1世代の方々が既によくお亡くなりになっている状況において、今の旧島民の方々がどのようにお考えになるのかなというご意見も聞いてみたいと思いました。また、実際に生活を可能とするためには、不発弾や遺骨収集など多くの課題を解決するだ

けではなく、生計を立てるための生業や行政サービスの提供など社会基盤も必要となることから、現実的には帰島していただくのは相当難しいことだなど考えをめぐらせながら、お話を聞いた次第でございます。

いずれにしましても、硫黄島をめぐる返還の歴史について、新たな認識を持つ機会となりましたし、硫黄島を取り巻く諸問題について、旧島民の心情に寄り添いながら考えていくことの大切さを改めて感じた機会でもございました。その意味では大変よい講演会であったと思っています。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） ご質問の航空機を活用した訓練についてお答えいたします。

今回の合同総合防災訓練を企画するに当たり、東京都総合防災部では、航空機を活用した訓練として3つの訓練を検討したと聞いております。

1つ目は、硫黄島を経由した海上自衛隊の救難ヘリコプターで物資や人員を搬入する訓練。2つ目は、海上自衛隊または航空自衛隊の大型輸送機で食料や緊急医薬品等を本土から空輸し、二見港付近の会場に空中投下するという訓練でございます。3つ目につきましては、海上自衛隊の艦船または海上保安庁の巡視船に搭載しているヘリコプターを活用した訓練。

これらの案の検討結果でございますけれども、まず、硫黄島の救難ヘリコプターによる物資・人員の搬入訓練につきましては、ヘリコプターの飛行回数の問題により断念する結果となりました。次に、大型輸送機による空中投下訓練につきましては、低空飛行で空中投下を行うには二見港を取り囲む山が危険であるとの判断から、取りやめることになりました。また、艦船を活用した訓練につきましては、海上自衛隊、海上保安庁ともにヘリコプター搭載型艦船の派遣は、他の任務遂行により困難という結果になりました。しかしながら、小笠原対応用の救難指定船でもあります巡視船いずにつきましては、小笠原への派遣を優先し、実災害発生時の対応も念頭に置いた訓練を実施しました。

次に、警視庁や東京消防庁の航空隊につきましては、ヘリコプターの航続距離が足りないため参加しておりません。平成29年度の八丈島での訓練においては、発災後72時間以内に東京消防庁の部隊を投入して救出・救助訓練を行いました。同様に小笠原に部隊を投入することは困難な状況であり、実施すると住民から誤解を招きかねないため、当初から訓練案として企画されませんでした。

以上が、東京都総合防災部において航空機の活用を検討した経緯とその結果でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） それでは再質問に移ります。

まず、東京都・小笠原村合同総合防災訓練についてですけれども、まずもって、この合同総合訓練を小笠原で実施したということはもう大変意義あることだと思っております。よくこれをまとめ上げて、訓練を実施する方向に持っていったなど、その点は大変評価をしておりますが、この訓練によってさまざまな課題が見えてきました。

1点は、航空機が何も飛んでこなかったという部分です。前々から議会で言っておりますけれども、津波防災をやっていた大澤 彰議員に、「一木君、北海道の奥尻島に行ってこい」と、島しょ地域の津波防災について勧められて、見てきました。

そこで、島で津波の被害を受けたときに、一番大事なのは飛行機による救助。特に、人命を救うためには72時間という期限、この時間が大事だと言われているんですけれども、その72時間以内に救助するためには航空機が必要だと。もう1点は重機。その後の急速な復興には重機が必要だということを身をもって学んできました。航空機と重機、これが大事だと私はずっと言い続けてきております。そんな中、飛んでこなかったというのは、非常に残念な結果ではあります。

1点だけ、まず最初に伺います。過去の東京都の総合防災訓練を見てみると、平成24年の神津島、平成27年の御蔵島、三宅島、平成28年の大島、利島、平成29年の八丈島、青ヶ島、全て米軍が参加しているんですね。米軍のヘリコプターがやってきているんですけれども、今回の防災訓練、米軍の参加というのは検討されなかったんでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 米軍による訓練ということでいいますと、小笠原村の合同総合防災訓練を実施するに当たって、自衛隊が毎年行っている統合防災演習、これにつきましては総合幕僚長が指揮をとって、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊、防災関係機関、それから在日米軍にも参加いただいている訓練なんですけれども、この訓練を今回の合同訓練と合わせて実施するという方向で検討した経緯もあります。

具体的に静岡と小笠原合同で実施する案が出て、進めていたんですけれども、結果的には米軍側の都合と、あと国内の災害が発生したということもあって、最終的にはそれはできなかったということです。ですから、米軍を入れた訓練については、そういう形で検討した経緯はございました。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 承知しました。検討した結果、それでいろんな諸事情があってできな

かった、こういうのは仕方ないのかなというふうに思います。

一方で、警視庁や東京消防庁、この航空隊につきましては、ヘリコプターの航続距離が足りないため参加しておりませんという答弁があったんですけれども、これについては、そうなのという所感を私は持っております。

特に警視庁は、CH-101という比較的大きいヘリコプターで、小笠原、父島に過去6回来ているんです。八丈島経由で父島におりしております。私、その6回来たときのパイロットにもお会いして、そのときの状況も聞いております。警視庁は過去に来ていて、今も警視庁は八丈島から父島に飛べるヘリコプターを持っているんですよ。航続距離が足りないため参加していないというのは何でかなと不思議に思います。

また一方、東京消防庁も八丈島から父島まで飛べるヘリコプターを持っております。これはAW139という機体ですけれども、2011年6月に、NHKが全く同じAW139という機体を使って、八丈島から父島まで直接飛んできているんです。燃料はもちろん事前に父島に置いておいて、帰りはその燃料を補給して帰っていったわけですが、NHKが飛んでいるということは、国土交通省の事業としての許可が出ているんですよ。民間機が航空機を飛ばす場合は、必ず国土交通省に申請をして、これは安全ですねと国土交通省が認めた上で飛ぶわけです。

いろいろ調べたんですけれども、NHKの機体、荷物を全然積まないで飛んできたのかなと思ったら、400キロの相当重たい機材を積んで、4人も載せていた、こういうことでございました。NHKが民間機で国土交通省の許可を得て飛んできていて、なぜ東京消防庁が飛んでこないのか、ちょっとうーんという感じが私はしました。

こういう事実が実際にあるわけですが、村長、所感をお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員はご承知の上でご質問されていると思いますが、さらっと申し上げましたように、飛んでは来られるけれども片道だけなんですよ、八丈島からにしても。つまり航空燃料がこちらになければ飛んで来られない。

今、小笠原に航空燃料はありません。その前提こそが課題なんです、小笠原の防災訓練の。今回、防災訓練ですから。ですから、NHKが飛んで来られた、警視庁が飛んで来られたということとは若干違うということです、防災訓練で来られなかったのは。

急患搬送も東京消防庁ではできないから、自衛隊にやっていただいている。東京都を通じて小笠原の場合には自衛隊ということですね。東京消防庁も飛んでは来られるけれども、

こちらに航空燃料がなければ片肺で終わってしまうということです。そのような状況だということで、防災訓練ではいろいろ検討はしたけれども、航空機材が使えなかったということで、これは、いざという災害が起きたときにどうするかという中で、大きな課題の一つだと思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 帰りの航空燃料がなかったということですがけれども、この話というのは1年も前から話があったわけで、こういう訓練が実施されるんだったら、検討に検討を重ねて、事前に父島に航空燃料を置いておこうよとか、そういう話にならなかったのかなという思いがしております。

ジェット燃料は灯油に近いんですよ。ガソリンとは違って二種の燃料なので、備蓄についてもそこまでハードルは高くないんです。NHKが来たときも、ガソリンスタンドにその航空燃料を置いておいたんですね。そういうこともできたと思います。

また、今回、海上保安庁の巡視船いずが来ているんですよ。巡視船いずにはヘリコプターがおりられる場所があるんですね。自分が想定しているのは、来てもらって、急患搬送で東京消防庁とか警視庁が内地まで運ぶという、そういうミッションじゃないんですよ。

例えば村内で道路が分断されたときに、重症患者を扇浦から診療所横の広場までヘリコプターで運ぶとか、そういうことができるんじゃないかと思っています。自衛隊のヘリコプターは内地に運ぶための役割、警視庁や東京消防庁のヘリコプターは島の中での重症患者の搬送、そういう役割分担ができなかったのかなと。少なくとも巡視船いずは、30時間経過すれば父島沖に待機はできるので、そこで航空燃料の補給だってできるじゃないですか。そういうところまで警視庁と東京消防庁は検討してくれたのかなと、そういう思いがあります。

いろいろ考えていけば、やれることはあるんだと思うんです。でも、話を聞いていると、いや帰りの航空燃料がないから助けられないと。そうではないんじゃないかなと思うんです。自分はそういうふうに感じているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 私の言葉が足りなかったかもしれません。今言うようなことが、こういう訓練をやってみて次の検討課題だということを申し上げたんです。それは、一木議員がおっしゃったことを全て網羅したわけではございませんけれども、ヘリコプターは自衛隊でも硫黄島とここしか飛ばませんから。今、ここに配属されているヘリコプターは内地

へは行けませんのでね。だから、現実的に災害が起きたときにどういうふうに対応していくかということの、航空機材については今、大きな課題であると。

そして今、一木議員が言ったように、島内で動かすとか、そういうことも新たな視点で、これからはやっぱり検討課題として考えていかなければいけないと、このようなことだというふうに認識をしております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 訓練をやったことについては本当に素晴らしいことだと思っていますので、検討課題として、ぜひそういう視点も持って、今後、警視庁とか東京消防庁、また自衛隊、あと米軍にも働きかけをしていただきたいと思いますと思っています。

もう1点質問ですけれども、午前中の清水議員の質問にもあったんですけれども、もし東南海地震とかで内地も被害に遭って、なかなか自衛隊にも来てもらえないというときに、やはり米軍に頼むということも選択肢の一つかなと思っています。小笠原諸島から近い米軍基地としてグアムがあります。グアムの米軍に助けてもらえないのか。

沖縄では、地元の市町村と在日米軍が直接防災協定なんかを結んでいるんです。小笠原は歴史的にもグアムとのつながりは強いと思いますし、何かあって、自衛隊にもなかなか来てもらえないというときに、グアムの米軍基地に救援を求めるということも、私はありなんじゃないかと思っていますのでけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今、一木議員がご披露されました沖縄の市町村のことについて、ちょっと私は知見を持っていなかったので調べてみようとは思いますが、まず第一には、現行、我々の防災の協定は、東京都、それから国ということを追及していくのが第一義だと思っています。

まず硫黄島がここから280キロ、グアムは1,000キロちょっとでしょうか。午前中、清水議員の質問のときに、自衛隊が硫黄島に行ったときに、寄れるとか寄れないとかというような話の中で、何が小笠原に欠けているかという飛行場なんですね、滑走路。ですから、例えば米軍から支援を受ける場合には具体的にどんな支援になるのかというようなことも含めて、まず第一義的には、今進めている国内でのきちっとした対策をやってもらう。

それで、私が思い起こすのに、3・11の東日本大震災のときに米軍が大々的に支援に来てくれましたよね。そういうことというのは、今の日米の関係からいっても、また、被災をした地域に被災しなかったところから支援に行くということは大いにあることだと思います。

すので、今の一木議員の質問に対しては、1つは少し私も勉強させていただきたい。その上で検討の余地があるのかどうか考えていきたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 承知しました。ぜひ検討をしていただければと思います。

時間があと10分なので、硫黄島のほうに移ります。

硫黄島についてですけれども、エルドリッチ先生、個人的にもおつき合いがある中で、こういう考えを持っていらっしゃるとは、私も正直初めて聞いたんです。一定の地域では生活が可能だと思うと、ここまで踏み込んでくれたのかと。また、硫黄島の研究の同じく第一人者である石原先生もここまで踏み込んで言ってくれたというのは、非常に大きな話だなと思っております。

ここで1回、帰島問題について整理をしておきたいんですけれども、そもそも昭和59年に小笠原諸島振興開発審議会が帰島は困難だと言った理由、2つありますけれども、その辺を樋口室長から端的にお願いします。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 1つは火山性の活動があるということ、それから、産業等の振興が図りづらいという主旨の2つが理由として述べられています。不発弾等の問題も含めて、そういった課題があるということでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 昭和59年の議論の中では4つ出ていて、1つが不発弾、遺骨収集、生業が成り立たないということと、あと火山なんですよね。でも、最終的に小笠原諸島振興開発審議会がこれで帰島が困難だと言った理由は2つだけなんです。生業が成り立たないからということと火山なんです。不発弾と遺骨収集については、これを理由に帰島が困難だということは、それは認められないというふうな答弁をしております。また、東京都も昭和56年ぐらいに同じことを言っていて、不発弾と遺骨収集は帰島の障害になるものではないと言っているんです。課題は何かというと火山と生業なんです、この2点なんです。

私、硫黄島関係の国会議員の過去の発言を調べてみました。どう言っているのか、どういう議論がこれまでなされてきたのかと調べてみたら、火山については、問題にならないでしょうと。気象庁に聞いているんですよね、国会議員が。そうしたら気象庁も、そこまで問題じゃないですと答弁しているんです。でも、小笠原諸島振興開発審議会の調査で

は、危険だからという科学的な根拠が出ていると言うんですね。

では、小笠原諸島振興開発審議会がどういう火山の調査をしてきたのか調べました。これは小笠原諸島振興開発審議会が参考にした国際航業が調査した火山の調査結果です。これに基づいてみんなやっているんですけども、どこも危険なんていうのは出てこないんです。むしろ、硫黄島の火山は、今後はこれまでと同様、穏やかな活動が続くというふうに書かれているんですよ、結論として。誰が危ないと言っているんだろうと不思議です。

ちょっと時間もないので、私が、何を言いたいのかといいますと、生業が成り立たないという部分についても、34年前に出された答申と今とは全然違います。あと、火山についても今とは全然違います。返還50周年を契機として、もう1回、硫黄島の定住の可能性の調査をするべきじゃないのかなと私は考えているんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 私の答弁でも申し上げましたが、私は硫黄島問題を語るときに、旧島民がどういう思いでいるのかということ抜きにしてこのことは語れないと思っています。

研究者、それからいろいろな知見を持った方がそのお立場で言うことについて、私はきちっと聞く耳も持っていますし、今回改めていろんなことを考えさせられましたが、これが50年前だったらどうなんだろう、まだ硫黄島旧島民の第1世代の方々が元気でおられて、帰島の意欲に燃えておられたときに、こういう発言があったらどうだったんだろうかなということ、まず初めに考えました。

石原先生もおっしゃっていますけれども、今、多くの第1世代の方が、他界されている中で、本当に硫黄島に帰りたいという、そういう思いを持った方がどれぐらいいるのかとか、そういうことは改めて帰島ということを考えるときには、まずきちっと考えていかなければいけないと。私は、若いときに遺骨収集に行っていましたが、今とは全然状況が違います、一木議員も言うように。NLPの宿舎にお世話になって遺骨を収集して、その実体験は私の中で、何でおらが島でというようないろいろな思いがございました。

そのときに思い出すのは、母島の北村なんです。返還になって母島には帰れました。昭和48年からですけども。先輩議員、稲垣議員がいるのでよくご存じだと思います。当時は一島一集落で、北村には帰すということではなかったんですけども、北村がふるさとの人たちは、おらがふるさとに帰るんだと頑張ったんですよ、行政サービスもない中、自家発電で、水も自分たちで引いて。ところが、刀折れ矢尽きて、結局諦めちゃった。今ご承

知のと通りの母島です。

こういう例を見ているので、このことは行政の長として、あそこで生活をどうしていただけるかということに思いをめぐらすと、なかなか踏み切れないところはあるんですが、こういうことを機会に、今日、一木議員からも質問をいただきましたので、硫黄島のあり方とか、そういうことはまた一考したいというふうには思った次第です。冒頭、そのような答弁をさせていただいたつもりでおります。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◇ 稲垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

母島の金融問題について、1点質問させていただきます。

母島の分離独立が取り沙汰されておりますが、独立後の母島における金融問題が非常に心配であります。村としてどのようにかかわっていくのかお聞かせください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

稲垣議員はよくご承知でしょうが、母島の金融のことについて、これまでの経過を少し話させていただきますと思います。

東京島しょ農業協同組合、J A東京島しょは、平成13年4月1日に東京島しょの6農業協同組合が経営改善を主目的に合併して発足をいたしました。その後、信用事業の財務状況の悪化から、平成28年に信用部門を東京都信用農業協同組合連合会、J Aバンク東京信連に譲渡をし、同部門で黒字だった中から、八丈島及び小笠原でJ Aバンク東京信連の代理店を請け負うこととなりました。ただ、合併後も、大島から小笠原までの広範囲にわたることから、経営状況は島ごとで異なり、また、組織として体制や管理がまとまらないことから、経営改善の一環として、赤字基調であった三宅島、大島、新島、神津島の4島店舗を廃止し、それぞれ後継組織に引き継がれております。

現在のJ A東京島しょは、八丈島に本店を置き、利島、小笠原父島・母島に支店を設けていますが、本年6月のJ A東京島しょ内の会議において分離独立を加速する議論がなされ、その後、小笠原支店から分離独立に向けた相談を受け、小笠原支店、村及び小笠原支庁を

交えた協議を行っているところでございます。

したがいまして、分離独立の流れにはなりつつも、まだ正式な決定ではないこと、小笠原における新設農業協同組合の組織のあり方や実施事業等については、検討の緒についたばかりであり、小笠原支店の役員や職員により検討がなされているものと理解をしております。

ただ、現在代理店として実施している信用事業の維持は非常に厳しいと言わざるを得ず、その場合、特に母島において金融インフラの確保が難しくなります。村としては、金融インフラの確保は母島の皆さんの大きな課題として捉え、早い段階からこの分離独立による課題解決にかかわりを持って、万全を期したいと考えております。

母島の信用事業を語る時、農業協同組合のことを皆さん念頭に置いていただかないと理解をしていただけないということもあり、今、答弁をさせていただきました。

現在の母島の金融インフラを確保するために、3年か4年ほどになりますでしょうか、やはり私たちはいろいろ奔走した経緯がございます。村民の利益、利便性を確保するためには、このことについては村は真剣に取り組まなければいけないと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 現在、JA東京島しょ小笠原支店、村、小笠原支庁を交えた分離独立に向けた協議をなされているとのこと、まだ検討の緒についたばかりであるとのことですが、我々母島島民にとって、島で生活していく上で混乱を招きかねない重要な課題であります。村としてこれからどのようにかかわっていくのか、もう少し具体的なかかわり方が進められているのかどうか聞かせてください。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 先ほど村長の答弁で、村として特に母島の金融インフラの問題は大きな問題ということで、まず村の中の体制としましては、私が頭になりまして、母島支所、それから農業協同組合の問題としての産業観光課、両課長を入れて、また、小笠原支庁の農協指導の担当の部長、それからJAの職員の皆さんと、今年の6月以降、定期的にワーキンググループという形で、いろいろ情報交換や協議を行っているところでございます。

その中で、先ほどの答弁にもありましたように、新しい組織のあり方については、当然、全組合員の皆さんも含めて、役員、職員の皆さんで、次の分離に向けた組織をどうするかをぜひ検討していただきたいということでお話をしています。

一方で、金融問題については、どのような解決方法があるかということについては、村が中心になりながら検討を進めているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 組織については確かにJAの問題ですけれども、一般の島民からすると、組織のあり方とかそういうことについて余り深くは考えないと思います。やはり生活自体にかかわる金融の問題、特に、JAの信用事業が撤退した場合にはATM自体がなくなると思います。今、簡易郵便局のATMは母島にはありませんので、今あるJAのATMがなくなれば、母島にはATMがなくなってしまいます。そうするとまず送金ができなくなる。そういったように、生活に直結するような問題が混乱を招くと思います。

そこら辺のことが具体的に、今すぐ解散命令が出るとか、そういう問題が必ずしもないとは言えない。JAの組織ができた経緯というのは、先ほど村長が言いましたように、返還当時から旧島民定住促進事業としての一環で、農業は農業協同組合の組織をつくってという最初の段階から、東京都がかかわって組合をつくった経緯があります。そして平成の大合併で、小笠原は、伊豆諸島とは1,000キロ離れていて、返還というかかわり方も大きく違うので、2年遅れてやりましょうという、当初はそういう条件つきでしたけれども、東京都、国のほうで、合併するんだったら一遍にやりなさいということで無理やり合併させられた、そういう経緯も確かにあります。

ただ、自主的につくった組合ではありませんけれども、やはり村の中で生活していく上では、組織そのものがないと生活が成り立っていかないということで、合併にも従わざるを得なくて合併し、信用事業で黒字を出して、その黒字の部分をもって合併し、赤字部門は合併前に必ず解決して合併してくださいということでありながら、他の幾つかの組合では赤字を隠したまま合併したわけです。それが合併して何年もたたないうちに明るみに出て、結局は利島、小笠原、八丈島だけが、JA東京島しょとして現在残っている。

そういうことの中で、村長にお聞きしたいんですけれども、以前は、郵政事業というのは、郵政省、国の機関でやっていた経緯があります。今は、郵政事業そのものが3つの会社で運営しているわけですけれども、ある程度は国が絡んでいる事業ですよ。それで、新しい組織の中で、郵政事業直営でやるか、簡易郵便局事業として成り立つのか、そこら辺は、地方自治体の中で解決していただければ、島民としてはやり切れない部分があります。

そこで村長にお願いしたいと思うんですけれども、国の力、政治的決着という形はとれないのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、ちょっと話を整理させていただきたいんですが、私が答弁で申し上げました中での J A 東京島しょと今の母島の金融の関係、これは返還50周年で過去の歴史を振り返りということを何度も私も申し上げてきましたが、そういうことを知らない方が多くおられる。今の母島の金融が村民で困るということについては、村として何があっても母島の村民の利益は守らなければならないわけですから、そのことについては努力をしますよということが1つ。

過去の経緯ということで、今、それ以上詳しい話を稲垣議員がおっしゃったわけですが、3年前か4年前、農業協同組合というより郵便局の問題がございましたよね。池田議長からも提言があつて。50年たつ間に、まさか民営化されるとは思わなかった郵政が民営化され、時の流れでさまざまあつた中でも、国政の先生方や皆さんの力を借りて何とか今の母島の金融の形に、してきたところです。

具体的にどういう方法があるかということは、庁内は副村長を頭に、それから東京都も入っていただいて知恵を絞るといのはこれからになります。しかしながら、私が申し上げたかったことは、これは国政の先生にお願いするとかいろんな形が出てくると思いますが、村単独、執行部だけではなかなか難しい局面も出てくるということで、村議会の皆様のご支援もいただかないと、これは大変なことになると思っておりますので、まず母島の皆さんの利益を守るために村は一生懸命頑張ります。そのお手伝いはまたさせていただきたいと、このように思います。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 村長のお考えはわかりました。

それで最後に、このことは母島だけの問題ではありません。小笠原村民全体の問題だと思っております。

最後に議員の皆様をお願いしておきたいことがあります。これからの議員活動の中で、この母島の金融問題、今後の議員活動の中で重要課題として取り扱っていただきたく思い、要望して一般質問を終わります。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

以上で一般質問は終了しました。

◎散会の宣言

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は明後日、12月19日の午後3時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時56分）

平成30年第4回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年12月19日（水曜日）午後3時30分開議

- 第 1 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例（案）
- 第 2 議案第46号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例（案）
- 第 3 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第48号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第49号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）
- 第 6 議案第50号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）
- 第 7 議案第51号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第2号）（案）
- 第 8 議案第52号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 9 議案第53号 財産の取得（超音波画像診断装置）について（案）
- 第10 議案第54号 第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）
- 第11 発議第 3号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1番	清水良一君	2番	安藤重行君
3番	一木重夫君	4番	鯉江満君
5番	杉田一男君	6番	稲垣勇君
8番	池田望君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	渋谷正昭君
教育長	松本隆君	総務課長	セーボレー孝君
総務課副参事	杉本重治君	総務課 企画政策室長	樋口博君
財政課長	江尻康弘君	村民課長	村井達人君
医療課長	佐々木英樹君	産業観光課長	牛島康博君
環境課長	岡島一徳君	建設水道課長	繁藝則仁君
建設水道課 副参事	岩本弘幸君	母島支所長	湯村義夫君
教育課長	持田憲一君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	大津源君	書記	萩原佳代君
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、議案第 45 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第 45 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 17 日。提出者、小笠原村長、森下一男。

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2 ページをお開きください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第 1 条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 54 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附則。

(施行期日等)

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条、改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次の3、4ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第45号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第2、議案第46号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第46号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要があるためのものでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の6ページをお開きください。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の122.5、」とあるのは「100分の157.5、」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附則。

（施行期日等）

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

次の7、8ページに新旧対照表を添付してございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第46号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第47号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村職員の給与を改正する必要性が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の10ページをお開きください。

改正条文につきましては、次のページから添付しておりますけれども、29ページにわたる長文であるために、この10ページの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）説明資料に基づいて説明させていただきます。

（1）給料表の改正。条例の別表第1から別表第3の給料表を平均0.2%引き上げるという内容の改正でございます。平成30年4月1日から適用となります。

次に、（2）初任給調整手当の改正、医師・歯科医師に適用するものでございます。条例第8条の初任給調整手当の支給上限を41万4,800円に改正する内容でございます。改正前は41万4,300円となっております。こちらにつきましても、平成30年4月1日から適用となります。

次に、（3）勤勉手当支給割合の改正でございます。条例第21条の勤勉手当の基準となる支給割合を、年間1.85月分に改正する内容でございます。改正前は1.8月分でございます。平成30年12月支給分から適用されます。

（4）同じく勤勉手当支給割合の改正でございますけれども、条例第21条の期末・勤勉手当の基準となる支給割合を6月期と12月期の間で調整し、年間支給割合は1.85月分の変更はありません。平成31年4月1日から施行されます。

次の11ページから39ページにわたって、改正条文を添付しております。また、40ページから80ページまでに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 説明資料による条例案の説明がございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第47号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第4、議案第48号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第48号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため条例案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 総務課長、セーボレー君。

○総務課長(セーボレー孝君) 次の82ページをお開きください。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例(案)。

第1条、小笠原村村税条例(昭和43年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

附則第10条の2第26項を第27項とし、同項の前に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第

25号) 第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては零)とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条、改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

次の83ページから85ページまで、新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(池田 望君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(池田 望君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第48号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第5、議案第49号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第49号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。88ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,206万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億7,669万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日。小笠原村長、森下一男。

89ページをお開きください。

（「こっちにいただいているやつと数字が違います」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 第1条のところでしょう。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

（午後3時45分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時55分）

○議長（池田 望君） 提案者の説明を求めます。

財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 大変失礼いたしました。議案のほうの差しかえがうまくいって
なかったところがありましたので、改めて88ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,206万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ44億7,669万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日。小笠原村長、森下一男。

89ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

こちらは、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の90ページに歳出の内訳がござい
ます。

90の3、90の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

90の5、90の6ページをお開きください。

まず歳入でございます。款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます
す。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、国有提供
施設等所在市町村助成交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金のマイナス502万円に
つきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金減額分を計上したものでございます。

項、施設等所在市町村調整交付金、施設等所在市町村調整交付金、施設等所在市町村調整
交付金のマイナス437万1,000円につきましては、施設等所在市町村調整交付金の減額分を
計上したものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金のマイナ
ス467万1,000円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の減額分を計上したも
のでございます。

目、民生費国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費、こちらの152万2,000円につつま
しては、高齢者医療制度円滑運営事業費の計上をしたものでございます。こちらは、後ほ

ど歳出のほうで、会計システムの改修経費として充当されるものでございます。

都支出金、都補助金、民生費都補助金の老人福祉費の10万8,000円につきましては老人福祉費の増額分、また、児童福祉費の3万2,000円につきましては児童福祉費の増額分、子ども家庭包括補助事業費の増額分でございます。

目、衛生費都補助金、環境衛生費のマイナス243万8,000円につきましては、環境衛生費の減額分でございます。こちらは、廃棄物再生利用等推進ソフト都補助金の減額をするものでございます。

項、都委託金、総務費都委託金、徴税費の23万8,000円につきましては、徴税費の増額分を計上したものでございます。

寄附金、寄附金、指定寄附金、教育費指定寄附金の1,000万円につきましては、新規ですので、教育費寄附金を計上したものでございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金の315万7,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の5,350万4,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

この後、歳出の説明をさせていただきますけれども、最終的に今回財源として不足が生じたものにつきましては、財政調整基金からの繰り入れ、それから平成29年度から繰り越された金額を財源として最終的な調整を図ったものでございます。

90の7、90の8ページをお開きください。

まず、歳出でございます。歳入同様に説明をさせていただきます。

議会費、議会費、議会費、給料の1万6,000円から共済費9,000円までの合計14万3,000円につきましては、議会の人件費の増額分が7万4,000円、職員の人件費の増額分が6万9,000円をそれぞれ増額計上したものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、給料の45万5,000円、職員手当等の117万1,000円、共済費の23万4,000円、計186万円につきましては、職員人件費の増額分を計上したものでございます。

旅費のマイナス21万1,000円、需用費のマイナス105万2,000円、役務費のマイナス10万7,000円、委託料のトータルでは913万2,000円でございますが、このうちの879万7,000円、使用料及賃借料のマイナス574万5,000円、こちら合計いたしますと168万2,000円になります。こちらは、硫黄島関連事業、硫黄島事業の経費増額分を計上したものでございます。

委託料の残り33万5,000円につきましては、人事給与システム経費の増額分を計上したものでございます。

負担金補助及交付金の10万円につきましては、本年9月6日に北海道胆振東部地震被災地に見舞金として、都町村会を通じてお送りするための負担金といたしまして、10万円の計上をさせていただいております。

目、情報センター運営費、工事請負費の129万6,000円につきましては、情報センターのクーラーの取り替え経費を計上させていただいております。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金補助及交付金の21万8,000円につきましては、その他社会福祉事業費の増額分。ゴールドパスの利用者が増加したことに伴いまして、今回増額をさせていただくものでございます。

目、有料老人ホーム運営費、給料の5万3,000円から共済費の2万5,000円、計19万6,000円につきましては、一般職の人件費増額分を計上したものでございます。

目、高齢社会対策費、委託料の1万5,000円、扶助費の48万円、計49万5,000円につきましては、高齢者生活支援事業費増額分を計上したものでございます。老人保護措置費でございまして、養護老人ホームへの措置者が1名増えることに伴いまして、1月から3月分までの経費を計上させていただいております。

90の9、10ページをお開きください。

目、介護保険費、繰出金の73万6,000円につきましては、介護給付費繰出金増額分を計上したものでございます。

目、後期高齢者医療費につきましては、先ほど歳入で国からの補助金をいただけることになりましたことから、これまで一般財源として充当しておりましたものを国庫支出金として賄うということで、財源更正を行ってございます。

項、児童福祉費、保育所費、給料から共済費までの3節の合計が29万7,000円でございます。こちらは、一般職の人件費の増額分を計上したものでございます。また、工事請負費の6万5,000円につきましては、父島保育園の運営事業費の増額分を計上したものでございます。トイレの修理の経費を計上いたしております。

衛生費、保健衛生費、診療所運営費、給料の21万7,000円から共済費の10万5,000円まで、3節で83万1,000円でございます。職員人件費の増額分を計上いたしております。また、工事請負費の230万3,000円、こちらにつきましては、母島の医師住宅の屋根防水改修経費増額分を計上いたしております。

項、清掃費、塵芥処理費、需用費の568万6,000円のうち、マイナス13万6,000円と、その下5万円と6万円とマイナス484万9,000円、これでマイナス487万5,000円になりますけれども、これは説明文の項目の2、資源・有害物リサイクル事業費の減額分を計上してございます。当初、発泡減容機を2台購入するという予定でございましたけれども、こちらを1台にいたしまして、6月補正で母島の生ごみ処理機を8機購入させていただきました。母島の分の発泡減容機につきましては来年度に回すということから、今回487万5,000円の減額をさせていただいております。

需用費の残りで582万2,000円という金額がございますが、こちらは父島クリーンセンター運営費の事業費の増額分を計上させていただいております。

続きまして、目、下水道費、繰出金のマイナス45万8,000円につきましては、下水道会計への繰出金減額分を計上させていただいております。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金のマイナス123万円につきましては、簡易水道事業会計への繰出金減額分を計上させていただいております。

消防費、消防費、非常備消防費、需用費の35万5,000円につきましては、消防団活動費の増額分を計上いたしております。新入団員の制服等用品5名分を計上させていただいております。

教育費、教育総務費、事務局費、給料から共済費までの計15万円につきましては、職員人件費の増額分でございます。

項、保健体育費、体育施設費、工事請負費の1,901万4,000円につきましては、父島奥村運動場のテニスコート、ゲートボールコートの照明設備の一部更新をさせていただくために計上させていただいております。

公債費、公債費、元金、償還金利子及割引料につきましては、東京都区市町村振興基金の償還金を計上させていただいております。こちら当初予算の編成の際に、償還期間を錯誤したことによりまして計上が漏れておりました分を、今回計上させていただくものでございます。

目、利子、償還金利子及割引料のマイナス26万6,000円につきましては、未確定だった平成29年度に借入れを行いました起債の利子が確定したことによりまして、今回はマイナス26万6,000円の減額となっております。

諸支出金、基金費、その他基金費、積立金のトータルは532万9,000円の増額補正でございます。まず、進学助成基金への積立金を1,000万円計上してございます。先ほど歳入のほう

でもご説明させていただきました、こちらの事業に1,000万円の寄附をいただきましたことから、今回積み立てをさせていただくものでございます。

また、特定防衛の関係の交付金が減額となったことも、歳入のほうでも説明させていただいておりますけれども、こちらは積み立てを行いまして、来年度以降利用させていただくものでございますので、積み立ての額も歳入にあわせて減額をさせていただいております。

項、諸費、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の395万5,000円につきましては、国庫支出金返納金増額分を計上したものでございます。内容といたしましては、平成29年度の児童手当交付金でございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及割引料の85万4,000円につきましては、都支出金返納金の増額分でございます。内容といたしましては、平成29年度高齢社会対策包括補助の返還分でございます。

歳出合計、既定額44億2,463万5,000円、補正額5,206万1,000円、計44億7,669万6,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 90の12ですが、ナイターの設備のことで支柱を取り替えるのかということでお伺いしたら、支柱は取りかえないということですが。以前から、照明がちょっと低いのでちょっと暗い部分があるということで、テニスをやる人からは結構言われています。

今度、この部分ではLED化をするのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 今回の改修部分の支柱ですが、支柱の立て柱の部分は既存のものを使い、合成加工等を施します。その上の首の部分から先の照明を交換しますので、支柱はそのままで、その先が新しくなります。

また、照明につきましては、現在の計画ではLEDの照明がつく計画となっております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。それで、少し電気代等も変わるかもしれませんが、非常にいい方向かなと思います。

ただ、あの支柱そのものもすでに30年近くなって、かなり古いものだと思いますので、今

後もその辺の調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 寄附金1,000万円というものがあまして、その1,000万円が進学助成基金に積み立てられるというお話でした。寄附金としてはものすごく大きな額だなと思ひます。大変ありがたい話ですけれども、この寄附をしていただいたのが企業なのか、個人なのか。また、その寄附者の思ひ、もし披瀝できる部分があれば、ぜひ教えてください。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 私どもといたしましても、突然のお話でしたが、今回のこのような寄附をいただいたことは非常にありがたいことと受けとめております。

一木議員の質問にお答えしますと、今回いただきましたのは個人の方からでございます。この基金にこれまで寄附をいただいた企業、それから関係者の個人の方とだけちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。と申しますのは、寄附いただくご本人からは、公表はしていただかないようお願いしようというふうなお話です。こちら大切に利用させていただきたいと思ひております。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 寄附者のその思ひというもののご質問がございました。

基金に積み立てるだけではなくて、有効活用をしてほしいということをお願いを受けておりますので、現在の規定では所得の高い方、所得制限をかけて運用をしておりましたが、寄附者のご思ひを尊重して、その辺についても協議を重ねてまいりたいと思ひております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 本当に大変ありがたい話です。ちょっとうろ覚えなんですけれども、今この進学助成基金、たしか今までは1,800万円ぐらいたまっていたと思うんですね。自分が試算したところ、これで、この制度が40年、50年もつだらうって考えていました。また、この1,000万円の寄附で、また20年、30年それが続けることができるわけです。本当にありがたい話だと思ひました。ありがとうございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第49号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号から議案第52号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第6、議案第50号から日程第8、議案第52号までの議案3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、議案3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第50号から第52号までを、一括して提出させていただきます。

議案第50号は平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)、議案第51号は平成30年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)(案)、議案第52号は平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) それではご説明させていただきます。まず93ページをお開きください。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,519万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日。小笠原村長、森下一男。

94ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の95ページに歳出の内訳がございます。

95の3、95の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

95の5、95の6ページをお開きください。

歳入でございます。一般会計同様、説明をさせていただきます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス123万円につきましては、一般会計繰入金減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の181万8,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入の79万2,000円は雑入増額分。事故漏水の損害賠償分としていただいた金額でございます。79万2,000円でございます。

歳入合計、既定額8億7,381万3,000円、補正額138万円、計8億7,519万3,000円。

歳入は以上でございます。

95の7、95の8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、委託料の75万6,000円につきましては、水道料金の管理システムの元号の改正のためのシステム改修の経費を計上させていただいております。

公債費、公債費、利子、償還金利子及割引料のマイナス123万円につきましては、地方債償還利子減額分を計上させていただいております。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費、積立金の185万4,000円につきましては、簡易水道事業基金への積立金増額分を計上いたしております。

歳出合計、既定額8億7,381万3,000円、補正額138万円、計8億7,519万3,000円。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

続きまして、98ページをお開きください。

平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,042万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,343万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日。小笠原村長、森下一男。

99ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の100ページに歳出の内訳がございます。

100の3、100の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

100の5、100の6ページをお開きください。

歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料の165万4,000円につきましては、保険料増額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金、現年度分の94万6,000円につきましては、現年度分増額分を計上したものでございます。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金、現年度分の159万円につきましては、現年度分増額分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、介護給付費負担金、現年度分の96万8,000円につきましては、現年度分増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の73万6,000円につきましては、介護給付費繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の452万6,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額7,301万円、補正額1,042万円、計8,343万円。

歳入は以上でございます。

100の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等給付費、負担金補助及交付金の463万2,000円につきましては、介護サービス等給付費増額分を計上したものでございます。

目、介護予防サービス等給付費、負担金補助及交付金の27万7,000円につきましては、介護予防サービス等給付費増額分を計上したものでございます。

目、高額介護サービス等費、負担金補助及交付金の55万9,000円につきましては、高額介護サービス等費増額分を計上したものでございます。

目、特定入所者介護サービス等費、負担金補助及交付金の42万6,000円につきましては、特定入所者介護サービス等費増額分を計上したものでございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金452万6,000円につきましては、基金への積立金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額7,301万円、補正額1,042万円、計8,343万円。

介護保険（保険事業勘定）特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、103ページをお開きください。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ43万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,730万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日。小笠原村長、森下一男。

104ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の105ページに歳出の内訳がございます。

105の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

105の5、6ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス45万8,000円につきましては、一般会計繰入金減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の2万円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億7,774万3,000円、補正額マイナス43万8,000円、計2億7,730万5,000円。

歳入は以上でございます。

105の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、総務管理費、給料から共済費までの3節、計5万1,000円につきましては、職員人件費増額分を計上したものでございます。

公債費、公債費、利子、償還金利子及割引料のマイナス48万9,000円につきましては、償還に必要な利子の額確定に伴いまして、この会計減額となりましたので、48万9,000円の減額をさせていただきます。

歳出合計、既定額2億7,774万3,000円、補正額マイナス43万8,000円、計2億7,730万5,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第50号から議案第52号までの議案3件を一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第50号から議案第52号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第9、議案第53号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第53号 財産の取得(超音波画像診断装置)について(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和54年条例第24号)第3条の規定により、議会の議決に付す必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。107ページをお開きください。

財産の取得(超音波画像診断装置)について(案)でございます。

記。

- 1、取得の目的、既存備品の更新のため。
- 2、取得財産、超音波画像診断装置一式。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、購入金額、1,717万2,000円。
- 5、契約の相手、キヤノンメディカルファイナンス株式会社。

次のページに、契約の関係する資料を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(池田 望君) これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） 勉強不足で恐縮なんですけれども、これ超音波診断装置というのは、どんどん技術革新しているんだと思うんですけれども、今までどのぐらいの期間使っていて、これからどんな形で、どのぐらい使っていけるかというのがわかる範囲で教えていただければと思うんですが。

○議長（池田 望君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） この超音波画像診断装置につきましては、今資料が手元がないもので、耐用年数が何年かというのは申し上げられないんですが、壊れる前に更新したいという部分があります。

この更新の基本的な考えとしましては、壊れるのもそうなんですが、その前にメンテナンスの際特に部品等の交換を行います、その部品が、耐用年数前になくなることもありまして、そうなる前にできるだけ更新するというような計画に基づいて対応しております。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

それでは、質問の細かい部分については、後で出せることがあれば、医療課のほうで提出していただければと思います。

質疑のある議員は挙手をしてください。よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第53号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第10、議案第54号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第54号 第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日。提出者、小笠原村長、森下一男。

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。110ページをお開きください。

第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）でございます。

第2原水調整池整備工事その3施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

1、契約の目的、渇水対策及び取水安定強化のため旧浄水場跡地に第2原水調整池の整備を行う。

2、契約件名、第2原水調整池整備工事その3。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6億1,452万円。

5、契約の相手、飛島・杉田建設共同企業体、代表者、飛島建設株式会社でございます。

次の111ページに、契約関係の資料を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(池田 望君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第54号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長(池田 望君) 日程第11、発議第3号を議題とします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りいたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長(池田 望君) 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原航空路開設推進特別委員会、硫黄島調査特別委員会の所管事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

本件はお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回小笠原村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午後4時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 清 水 良 一

署 名 議 員 安 藤 重 行

議案等審議結果表

第 4 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 30 年 12 月 17 日）

議決月日（平成 30 年 12 月 19 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 45 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 46 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 47 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 48 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 49 号	平成 30 年度小笠原村一般会計補正予算（第 4 号）（案）	原案可決
議案第 50 号	平成 30 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 51 号	平成 30 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 52 号	平成 30 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 53 号	財産の取得（超音波画像診断装置）について（案）	原案可決
議案第 54 号	第 2 原水調整池整備工事その 3 請負契約の締結について（案）	原案可決
発議第 3 号	議員の派遣について（案）	原案可決

別

冊

30小笠原総第1589号
平成30年12月4日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成30年第4回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

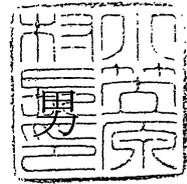
本日、別紙写しのとおり、平成30年第4回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第15号

平成30年第4回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年12月4日

小笠原村長 森 下 一



記

- 1 期 日 平成30年12月17日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第116号
平成30年12月4日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成30年第4回小笠原村議会定例会の招集について

平成30年12月4日付30小笠原総第1589号により、平成30年小笠原村告示第15号をもって、平成30年12月17日、平成30年第4回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

記

- 1 開催日時 平成30年12月17日 (月) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第1591号
平成30年12月 4日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成30年第4回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例 (案)
- 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例 (案)
- 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第48号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案)
- 議案第49号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算 (第4号) (案)
- 議案第50号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) (案)
- 議案第51号 平成30年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第
2号) (案)
- 議案第52号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (案)
- 議案第53号 財産の取得 (超音波画像診断装置) について (案)
- 議案第54号 第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について (案)

30小笠原議第117号
平成30年12月4日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第4回小笠原村議会定例会に平成30年1月4日付29小笠原総第1782号及び、平成30年4月2日付30小笠原総第96号により通知された説明員の出席を求めます。

なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成30年12月17日 (月) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第117号
平成30年12月4日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第4回小笠原村議会定例会に平成30年1月5日付29小笠原教第566号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

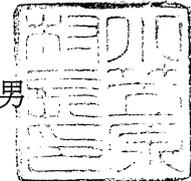
記

- 1 開催日時 平成30年12月17日 (月) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第1599号
平成30年12月5日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成30年12月4日付30小笠原議第117号により要求のありました平成30年第4回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席	
村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課副参事	杉 本 重 治
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	岡 島 一 徳
建設水道課長	繁 藝 則 仁
建設水道課副参事	岩 本 弘 幸
母島支所長	湯 村 義 夫

30小笠原教第588号
平成30年12月5日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会教育長
松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成30年12月4日付30小笠原議第117号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

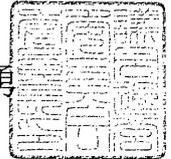
出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 持田 憲一

平成30年12月6日

小笠原村議会議長
池田 望 様

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成30年12月19日

小笠原村議会議長
池田 望 様

総務委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

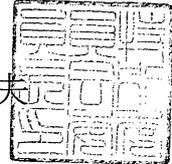
1 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成30年12月19日

小笠原村議会議長
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

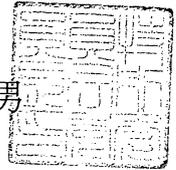
記

- 1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成30年12月19日

小笠原村議会議長
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

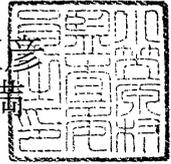
- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

30 小笠原監第 19 号
平成30年9月19日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年9月19日 (水)
午後3時00分から4時30分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、萩原佳代監査委員書記

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年7月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 下水道事業特別会計・総務費総務管理費業務管理費委託料

資金前渡管理者: 教育課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

なお、抽出科目のうち、上下水道施設維持管理業務委託については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

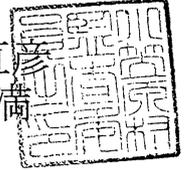
8 その他 次回の検査日 未定 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年8月分

30 小笠原監第 23 号
平成30年11月30日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

- 1 検査日時 平成30年11月30日（金）
午後3時00分から4時30分まで
- 2 検査会場 小笠原村議会議事堂
- 3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員
補助者 大津 源 監査委員書記副参事
説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者
- 4 検査対象 平成30年8, 9月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目：
① 一般会計・総務費・総務管理費・自然環境保全対策費・工事請負費(8月分)
② 一般会計・教育費・中学校費/小学校費・学校管理費・工事請負費(9月分)
資金前渡管理者： ①母島支所長(8月分)
②村民課長(9月分)
- 5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、長谷村有地残置廃棄物撤去工事及び小笠原小学校屋上改修その他工事については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。
- 7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年12月14日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年10月分

30 小笠原監第 24 号
平成30年12月14日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年12月14日（金）
午後3時00分から4時00分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、萩原佳代監査委員書記

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年10月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険（保険事業勘定）特別会計、介護保険（サービス事業勘定）特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目： 一般会計・衛生費保健衛生費診療所運営費備品購入費
資金前渡管理者： 総務課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

なお、抽出科目のうち、廃棄物輸送用コンテナの購入については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成31年1月23日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年11月分

議 案 の 部

議案第45号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村議会議員の期末手当にかかる規定を改正する必要性が生じたため。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年条例第7号）（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第46号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、村特別職の期末手当にかかる規定を改正する必要があるため。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和54年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の122.5、」とあるのは「100分の157.5、」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 47 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

人事院の給与改定に関する勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じ、
村職員の給与を改正する必要性が生じたため。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「414,300円」を「414,800円」に改める。

第21条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の110）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）」を加え、同条第4項中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の52.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては100分の57.5）」を加える。

第22条の2の3中「次条において同じ。」から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第21条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	

	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400

	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400

74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		

	105		298,300	346,800		
	106		298,600	347,200		
	107		299,000	347,600		
	108		299,300	348,000		
	109		299,500	348,500		
	110		299,900	348,900		
	111		300,300	349,200		
	112		300,600	349,500		
	113		300,800	350,000		
	114		301,000			
	115		301,300			
	116		301,700			
	117		301,900			
	118		302,100			
	119		302,400			
	120		302,700			
	121		303,100			
	122		303,300			
	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円
以外の職員	1	130,400	181,900	203,600
	2	131,300	183,400	204,800
	3	132,300	184,900	206,200

	4	133,200	186,300	207,500
	5	134,200	187,600	208,800
	6	135,200	189,100	210,200
	7	136,200	190,500	211,600
	8	137,200	191,800	213,000
	9	138,000	193,200	214,300
	10	139,000	194,200	215,900
	11	140,000	195,500	217,500
	12	141,100	196,600	218,900
	13	141,900	197,800	220,100
	14	142,900	198,900	221,600
	15	143,900	200,000	223,100
	16	144,900	201,100	224,400
	17	146,000	202,100	225,300
	18	147,200	203,200	226,000
	19	148,400	204,200	226,900
	20	149,600	205,200	227,900
	21	150,700	206,100	228,800
	22	151,900	207,200	230,300
	23	153,100	208,300	231,600
	24	154,300	209,300	232,700
	25	155,500	210,200	234,100
	26	157,000	211,100	235,400
	27	158,500	211,800	236,700
	28	160,000	212,700	238,000
	29	161,400	213,600	238,900
	30	162,900	214,800	240,100
	31	164,400	215,800	241,400
	32	165,900	216,700	242,600
	33	167,400	217,300	243,700
	34	169,200	218,500	245,000

	35	171,000	219,600	246,100
	36	172,800	220,800	247,300
	37	174,600	221,400	248,600
	38	176,300	222,600	249,700
	39	178,000	223,800	251,000
	40	179,700	224,900	252,300
	41	181,300	225,800	253,300
	42	182,700	227,000	254,600
	43	184,000	228,000	255,700
	44	185,400	229,100	257,000
	45	186,900	230,200	257,800
	46	188,200	231,200	258,900
	47	189,600	232,300	260,100
	48	191,000	233,300	261,100
	49	192,300	234,300	262,300
	50	193,400	235,400	263,500
	51	194,500	236,500	264,700
	52	195,700	237,600	265,600
	53	196,800	238,700	266,500
	54	197,900	239,700	267,600
	55	198,800	240,600	268,800
	56	199,900	241,400	270,000
	57	201,000	242,300	270,800
	58	202,000	243,300	271,800
	59	203,000	244,300	272,900
	60	204,000	245,200	273,900
	61	205,100	246,000	274,900
	62	206,000	246,900	276,000
	63	206,900	247,800	276,800
	64	207,800	248,700	277,900
	65	208,500	249,500	278,700

	66	209,300	250,300	279,500
	67	210,000	251,100	280,300
	68	210,800	251,800	281,100
	69	211,200	252,500	281,700
	70	211,800	253,100	282,500
	71	212,100	253,500	283,300
	72	212,600	253,900	284,000
	73	212,800	254,100	284,800
	74	213,400	254,500	285,500
	75	213,900	255,000	286,300
	76	214,600	255,500	287,100
	77	214,800	255,800	287,700
	78	215,500	256,200	288,200
	79	216,000	256,700	288,700
	80	216,600	257,200	289,100
	81	217,300	257,500	289,500
	82	217,700	257,800	289,900
	83	218,300	258,100	290,400
	84	219,000	258,400	290,900
	85	219,600	258,600	291,300
	86	220,100	258,800	291,900
	87	220,600	259,100	292,500
	88	221,300	259,400	293,100
	89	221,800	259,600	293,400
	90	222,400	259,800	293,900
	91	223,000	260,200	294,400
	92	223,500	260,400	294,800
	93	223,900	260,700	295,200
	94	224,400	261,100	295,700
	95	224,900	261,400	296,200
	96	225,400	261,700	296,700

	97	225,700	261,900	297,000
	98	226,200	262,200	297,400
	99	226,700	262,400	297,900
	100	227,200	262,700	298,400
	101	227,600	263,000	298,800
	102	228,100	263,200	299,200
	103	228,700	263,500	299,500
	104	229,300	263,800	299,800
	105	229,700	264,000	300,100
	106	230,200	264,200	300,500
	107	230,500	264,500	300,900
	108	230,900	264,700	301,300
	109	231,100	265,000	301,600
	110	231,500	265,300	302,000
	111	232,000	265,600	302,400
	112	232,400	265,800	302,700
	113	232,600	266,000	302,900
	114	233,100	266,300	303,200
	115	233,600	266,500	303,500
	116	234,100	266,700	303,700
	117	234,400	267,000	303,900
	118	234,800	267,300	304,200
	119	235,200	267,600	304,500
	120	235,600	267,900	304,700
	121	236,000	268,100	304,900
	122		268,300	305,200
	123		268,600	305,500
	124		268,900	305,700
	125		269,100	305,900
	126		269,300	306,200
	127		269,600	306,500

	128		269,900	306,700
	129		270,100	306,900
	130		270,300	307,200
	131		270,600	307,500
	132		270,900	307,700
	133		271,100	307,900
	134		271,300	
	135		271,600	
	136		271,900	
	137		272,100	
再任用職員		193,600	204,700	223,200

備考：この表は、一般技能職員、給食調理等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900
	2	250,400	336,100	400,800
	3	252,900	339,000	403,700
	4	255,400	342,000	406,500
	5	257,600	344,700	409,100
	6	261,400	348,000	411,800
	7	265,200	351,100	414,600
	8	269,000	354,200	417,300
	9	272,600	357,000	419,500
	10	276,600	359,900	422,200
	11	280,600	363,000	424,800
	12	284,600	366,200	427,500

	13	288,400	369,100	429,900
	14	292,400	372,700	432,400
	15	296,300	375,900	434,800
	16	300,200	379,600	437,300
	17	303,900	383,200	439,300
	18	307,500	385,900	441,700
	19	311,000	388,700	444,000
	20	314,600	391,400	446,400
	21	318,200	394,200	447,900
	22	321,900	396,800	450,300
	23	325,400	399,400	452,600
	24	328,900	401,800	454,900
	25	332,400	403,800	456,900
	26	335,200	406,100	459,200
	27	337,800	408,300	461,400
	28	340,400	410,600	463,700
	29	343,200	412,900	465,800
	30	345,300	415,000	468,100
	31	347,500	417,000	470,400
	32	349,900	419,100	472,600
	33	352,100	421,000	474,600
	34	354,500	422,800	476,700
	35	356,700	424,600	478,800
	36	359,200	426,600	480,900
	37	361,400	428,500	483,000
	38	363,800	430,500	484,800
	39	366,200	432,400	486,600
	40	368,400	434,400	488,400
	41	370,700	436,200	490,100
	42	372,100	438,000	491,900
	43	373,600	439,700	493,700

	44	375,000	441,500	495,500
	45	376,200	443,300	497,100
	46	377,600	445,100	498,800
	47	379,100	446,900	500,600
	48	380,600	448,600	502,400
	49	381,700	450,400	504,000
	50	382,700	452,100	505,300
	51	383,700	453,900	506,600
	52	384,500	455,700	507,900
	53	385,400	457,600	508,900
	54	386,300	458,800	510,200
	55	387,000	460,000	511,500
	56	387,900	461,200	512,800
	57	388,600	462,400	513,800
	58	389,500	463,400	514,600
	59	390,300	464,400	515,400
	60	391,100	465,400	516,200
	61	391,600	466,200	517,100
	62	392,100	466,900	517,900
	63	392,500	467,600	518,800
	64	393,000	468,300	519,600
	65	393,300	469,000	520,500
	66		469,700	521,400
	67		470,400	522,100
	68		471,000	523,000
	69		471,300	523,900
	70		472,000	524,700
	71		472,700	525,600
	72		473,400	526,500
	73		473,800	527,300
	74		474,400	528,200

	75		475,100	529,100
	76		475,800	529,800
	77		476,200	530,600
	78		476,800	531,500
	79		477,400	532,400
	80		477,900	533,300
	81		478,500	534,100
	82		479,000	535,000
	83		479,500	535,900
	84		480,000	536,800
	85		480,400	537,600
	86		481,000	538,500
	87		481,400	539,400
	88		481,900	540,300
	89		482,400	541,100
	90		483,000	
	91		483,600	
	92		484,000	
	93		484,500	
	94		485,100	
	95		485,700	
	96		486,300	
	97		486,800	
再任用職員		296,200	338,600	393,000

備考:この表は、医師、歯科医師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円

以外の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300
	3	151,800	190,100	225,300	250,500
	4	153,200	191,700	226,900	251,900
	5	154,400	193,200	228,300	253,100
	6	156,200	194,700	229,900	254,300
	7	157,900	196,300	231,400	255,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900
	10	163,000	201,100	235,600	258,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900
	13	168,000	205,800	239,800	262,200
	14	169,900	207,400	241,200	263,500
	15	171,900	209,000	242,400	265,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000
	18	177,600	213,600	245,900	269,800
	19	179,400	215,300	247,100	271,600
	20	181,300	217,000	248,300	273,400
	21	183,200	218,300	249,700	275,200
	22	184,700	219,800	250,700	277,000
	23	186,200	221,200	251,700	278,800
	24	187,700	222,700	252,800	280,500
	25	189,300	224,100	254,000	282,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200
	27	192,100	226,800	256,700	286,100
	28	193,500	228,100	258,200	287,900
	29	195,000	229,400	259,600	289,600
	30	196,200	230,800	261,300	291,400
	31	197,500	232,300	263,000	293,200

	32	198,800	233,700	264,600	295,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500
	35	202,900	237,100	269,500	300,300
	36	204,300	238,400	271,200	302,100
	37	205,400	239,800	272,700	303,400
	38	206,700	241,100	274,400	305,100
	39	208,000	242,200	276,100	306,600
	40	209,300	243,500	277,700	308,200
	41	210,400	244,800	279,200	309,900
	42	211,600	245,900	280,800	311,600
	43	212,800	247,100	282,500	313,200
	44	214,000	248,200	284,200	314,900
	45	215,200	249,300	285,700	315,800
	46	216,300	250,700	287,400	317,200
	47	217,300	252,200	289,100	318,700
	48	218,400	253,500	290,700	320,300
	49	219,400	255,100	291,900	321,700
	50	220,400	256,500	293,500	323,000
	51	221,300	257,900	294,800	324,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600
	54	223,600	261,700	299,200	327,600
	55	224,300	263,100	300,600	328,700
	56	225,200	264,400	302,100	329,700
	57	225,900	265,200	303,100	330,200
	58	226,800	266,500	304,300	331,100
	59	227,500	267,800	305,500	331,900
	60	228,300	269,100	306,900	332,800
	61	229,200	270,000	308,200	333,600
	62	230,000	271,200	309,400	333,900

	63	230,900	272,500	310,700	334,500
	64	231,900	273,800	311,900	335,200
	65	232,500	274,600	313,300	335,800
	66	233,300	275,700	314,100	336,500
	67	234,100	276,600	314,900	337,200
	68	234,900	277,700	315,700	337,900
	69	235,600	278,700	316,300	338,600
	70	236,300	279,700	317,000	339,100
	71	237,000	280,800	317,700	339,700
	72	237,600	281,900	318,300	340,300
	73	238,300	282,500	319,000	340,600
	74	239,100	283,200	319,200	341,200
	75	239,900	283,700	319,800	341,700
	76	240,600	284,500	320,400	342,300
	77	241,000	285,300	321,000	342,800
	78	241,600	285,900	321,500	343,300
	79	242,200	286,500	322,000	343,800
	80	242,800	287,100	322,500	344,200
	81	243,100	287,800	323,100	344,500
	82	243,500	288,300	323,600	344,800
	83	243,900	288,700	324,000	345,200
	84	244,200	289,100	324,500	345,500
	85	244,500	289,300	325,000	346,000
	86		289,500	325,400	346,300
	87		289,700	325,600	346,600
	88		289,900	326,000	346,900
	89		290,300	326,400	347,300
	90		290,500	326,800	347,600
	91		290,700	327,200	348,000
	92		290,900	327,600	348,300
	93		291,300	327,900	348,700

	94		291,500	328,100	349,000
	95		291,700	328,500	349,300
	96		292,000	328,800	349,600
	97		292,400	329,000	349,900
	98		292,700	329,300	350,300
	99		292,900	329,600	350,700
	100		293,200	329,900	351,100
	101		293,500	330,100	351,600
	102		293,700	330,400	352,000
	103		293,900	330,800	352,400
	104		294,200	331,000	352,800
	105		294,500	331,200	353,300
	106			331,400	
	107			331,800	
	108			332,000	
	109			332,200	
	110			332,600	
	111			333,000	
	112			333,400	
	113			333,600	
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900

備考:この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100
	3	165,900	194,700	242,100	263,000

	4	167,300	196,700	243,900	264,100
	5	168,800	198,800	245,300	264,700
	6	170,300	201,100	246,600	265,700
	7	171,800	203,400	247,700	266,500
	8	173,300	205,700	249,000	267,500
	9	174,600	208,100	250,000	268,600
	10	176,300	209,500	251,100	269,400
	11	177,900	210,900	252,000	270,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700
	13	180,900	213,500	254,100	273,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200
	15	184,900	216,400	256,000	275,400
	16	186,900	217,600	257,000	276,800
	17	189,100	219,000	257,600	278,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500
	19	193,300	222,000	259,500	280,700
	20	195,400	223,500	260,400	282,000
	21	197,500	224,700	261,300	283,600
	22	199,700	226,400	262,300	285,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700
	24	204,100	229,800	264,200	288,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400
	26	207,400	232,800	266,500	291,200
	27	208,600	234,500	267,700	293,000
	28	209,900	236,200	268,900	294,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600
	31	213,500	240,500	273,200	299,200
	32	214,700	241,600	274,600	300,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300
	34	217,300	243,900	277,700	303,800

	35	218,600	244,800	279,000	305,400
	36	219,900	245,900	280,300	307,000
	37	221,100	246,800	281,900	308,300
	38	222,500	247,900	283,300	309,700
	39	223,800	248,800	284,800	311,100
	40	225,200	249,900	286,200	312,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600
	43	228,900	252,200	290,500	317,000
	44	230,300	253,100	292,100	318,500
	45	231,500	253,900	293,400	319,300
	46	232,900	254,900	294,800	320,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600
	49	236,500	257,800	298,900	324,700
	50	237,600	258,900	300,200	326,100
	51	238,600	260,100	301,400	327,400
	52	239,700	261,300	302,800	328,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100
	54	241,700	263,900	305,500	331,500
	55	242,700	265,300	306,900	332,900
	56	243,700	266,700	308,300	334,200
	57	244,400	268,200	309,100	335,100
	58	245,400	269,800	310,300	336,400
	59	246,100	271,300	311,500	337,600
	60	247,100	272,800	312,900	338,900
	61	248,000	274,200	314,000	340,000
	62	249,000	275,700	315,300	340,900
	63	249,800	277,200	316,600	342,100
	64	250,800	278,500	317,800	343,400
	65	251,700	279,900	319,100	344,500

	66	252,600	281,400	320,400	345,700
	67	253,700	282,900	321,700	346,900
	68	254,600	284,400	323,000	348,000
	69	255,400	285,500	323,700	349,000
	70	256,500	287,000	324,800	350,000
	71	257,600	288,500	325,900	351,100
	72	258,700	289,900	326,800	352,200
	73	260,100	290,900	328,100	353,000
	74	261,400	292,300	328,800	354,100
	75	262,700	293,500	329,900	355,200
	76	263,900	294,800	331,100	356,300
	77	264,900	296,200	332,200	357,000
	78	266,000	297,500	333,400	357,800
	79	267,300	298,700	334,500	358,600
	80	268,500	300,000	335,700	359,300
	81	269,400	300,500	336,800	359,900
	82	270,400	301,700	337,900	360,400
	83	271,500	302,800	338,900	361,000
	84	272,600	304,000	340,000	361,500
	85	273,400	305,100	340,900	362,100
	86	274,300	306,300	341,900	362,600
	87	275,400	307,500	342,800	363,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700
	89	277,300	309,900	344,800	364,100
	90	278,200	311,100	345,600	364,500
	91	279,000	312,300	346,400	365,100
	92	280,000	313,500	347,200	365,600
	93	280,900	314,300	347,800	365,900
	94	281,900	315,000	348,400	366,400
	95	282,800	315,700	349,100	366,800
	96	283,800	316,300	349,700	367,100

	97	284,400	317,000	350,100	367,700
	98	285,200	317,300	350,500	368,200
	99	285,800	317,900	351,000	368,700
	100	286,700	318,600	351,400	369,200
	101	287,500	319,000	351,900	369,800
	102	288,300	319,600	352,300	370,300
	103	289,100	320,200	352,800	370,800
	104	289,900	320,800	353,200	371,200
	105	290,600	321,200	353,500	371,800
	106	291,100	321,700	354,000	372,300
	107	291,600	322,200	354,400	372,800
	108	292,100	322,700	354,700	373,300
	109	292,300	323,100	355,200	373,900
	110	292,600	323,500	355,700	374,300
	111	292,800	323,800	356,200	374,800
	112	293,200	324,100	356,700	375,300
	113	293,500	324,500	357,200	375,900
	114	293,700	324,900	357,700	
	115	294,100	325,300	358,200	
	116	294,400	325,600	358,600	
	117	294,700	325,800	359,000	
	118	295,000	326,100	359,400	
	119	295,300	326,500	359,900	
	120	295,700	326,700	360,400	
	121	296,000	326,900	360,800	
	122	296,400	327,200	361,300	
	123	296,700	327,500	361,800	
	124	297,100	327,800	362,300	
	125	297,300	328,000	362,600	
	126	297,500	328,300		
	127	297,800	328,700		

	128	298,200	328,900	
	129	298,400	329,100	
	130	298,700	329,300	
	131	299,100	329,700	
	132	299,500	329,900	
	133	299,700	330,200	
	134	300,000	330,600	
	135	300,400	331,000	
	136	300,700	331,400	
	137	300,900	331,700	
	138	301,200	332,100	
	139	301,600	332,500	
	140	301,900	332,900	
	141	302,100	333,200	
	142	302,500	333,600	
	143	302,900	333,900	
	144	303,200	334,300	
	145	303,400	334,600	
	146	303,600	335,000	
	147	303,900	335,400	
	148	304,300	335,800	
	149	304,500	336,100	
	150	304,700	336,500	
	151	305,000	336,900	
	152	305,300	337,300	
	153	305,700	337,600	
	154	305,900		
	155	306,100		
	156	306,400		
	157	306,700		
	158	307,000		

	159	307,300			
	160	307,600			
	161	308,000			
	162	308,300			
	163	308,600			
	164	308,900			
	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考：この表は、保健師、看護師等の職員で小笠原村規則で定める者に適用する。

別表第3 福祉職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	157,700	208,000	253,400	274,500
	2	158,900	209,700	255,000	276,300
	3	160,100	211,500	256,400	277,900
	4	161,300	213,200	258,000	279,400
	5	162,300	214,900	259,000	281,200
	6	163,800	216,700	260,300	283,300
	7	165,200	218,500	261,700	285,400
	8	166,600	220,200	263,100	287,700
	9	167,900	221,900	264,300	289,600
	10	169,300	223,400	265,800	291,700
	11	170,700	224,800	267,100	293,900
	12	172,200	226,200	268,200	296,000

	13	173,700	227,600	269,500	297,700
	14	175,200	229,200	271,000	300,000
	15	176,700	230,800	272,700	302,200
	16	178,100	232,400	274,400	304,400
	17	179,700	233,800	276,000	306,400
	18	181,500	235,400	277,900	308,700
	19	183,200	236,900	279,700	310,900
	20	184,900	238,400	281,300	313,200
	21	186,400	239,400	282,900	315,100
	22	188,000	240,900	284,700	317,200
	23	189,700	242,200	286,300	319,400
	24	191,300	243,600	288,000	321,500
	25	192,900	245,000	289,900	323,500
	26	194,600	246,700	291,600	325,500
	27	196,400	248,200	293,400	327,600
	28	198,100	249,900	295,200	329,600
	29	199,900	251,300	296,400	331,400
	30	201,400	252,600	298,100	333,500
	31	202,900	253,900	299,800	335,400
	32	204,300	255,300	301,400	337,500
	33	205,600	256,600	302,900	339,100
	34	206,900	257,900	304,500	341,000
	35	208,200	259,200	306,000	342,800
	36	209,400	260,400	307,600	344,700
	37	210,600	261,800	309,100	345,900
	38	212,000	263,200	310,600	347,800
	39	213,400	264,800	312,000	349,700
	40	214,800	266,300	313,600	351,500
	41	215,800	267,700	314,900	353,400
	42	217,000	269,300	316,500	355,200
	43	218,100	270,900	318,000	357,000

	44	219,300	272,400	319,500	358,700
	45	220,200	274,100	320,500	360,500
	46	221,300	275,700	321,700	361,900
	47	222,200	277,300	322,900	363,400
	48	223,200	278,900	324,100	364,800
	49	224,000	280,400	325,100	365,800
	50	225,100	282,000	326,100	366,900
	51	226,200	283,600	327,000	368,000
	52	227,000	285,100	328,000	369,100
	53	227,500	286,400	328,900	370,000
	54	228,600	287,900	329,600	370,600
	55	229,300	289,300	330,400	371,400
	56	230,200	290,800	331,200	372,200
	57	231,000	292,200	331,800	373,000
	58	231,900	293,600	332,300	373,800
	59	232,700	295,100	332,900	374,600
	60	233,600	296,600	333,400	375,400
	61	234,600	297,700	333,900	376,300
	62	235,400	299,200	334,100	377,000
	63	236,300	300,400	334,700	377,700
	64	237,100	301,900	335,300	378,400
	65	238,000	303,000	335,600	378,700
	66	239,000	304,300	336,100	379,300
	67	240,200	305,400	336,600	379,900
	68	241,200	306,700	337,100	380,600
	69	242,200	307,400	337,600	381,000
	70	243,300	308,500	338,100	381,700
	71	244,400	309,700	338,500	382,300
	72	245,300	310,900	339,000	382,900
	73	246,000	312,200	339,200	383,300
	74	247,100	312,900	339,700	383,900

	75	248,200	313,600	340,200	384,500
	76	249,200	314,200	340,700	385,100
	77	250,000	315,000	341,000	385,500
	78	251,000	315,700	341,400	386,000
	79	252,000	316,400	341,900	386,500
	80	253,000	317,100	342,300	387,100
	81	253,900	317,400	342,500	387,600
	82	254,600	317,700	342,800	388,000
	83	255,600	318,300	343,300	388,400
	84	256,600	318,600	343,700	388,800
	85	257,200	319,000	344,000	389,000
	86	258,000	319,300	344,300	389,200
	87	258,700	319,700	344,800	389,500
	88	259,600	320,000	345,200	389,800
	89	260,200	320,500	345,500	390,000
	90	261,000	320,900	345,900	390,300
	91	261,800	321,200	346,300	390,600
	92	262,600	321,500	346,500	390,800
	93	263,000	322,000	346,800	391,000
	94	263,700	322,400		
	95	264,200	322,600		
	96	264,900	323,000		
	97	265,600	323,400		
	98	266,300	323,800		
	99	267,000	324,200		
	100	267,700	324,600		
	101	268,200	324,800		
	102	268,700	325,100		
	103	269,100	325,400		
	104	269,600	325,700		
	105	269,800	326,100		

	106	270,000	326,300
	107	270,300	326,600
	108	270,600	327,000
	109	271,000	327,400
	110	271,300	327,700
	111	271,700	328,100
	112	272,000	328,400
	113	272,300	328,700
	114	272,600	329,100
	115	272,900	329,400
	116	273,300	329,600
	117	273,600	329,800
	118	273,900	330,100
	119	274,300	330,500
	120	274,700	330,900
	121	274,900	331,100
	122	275,100	
	123	275,500	
	124	275,800	
	125	276,000	
	126	276,300	
	127	276,700	
	128	277,100	
	129	277,300	
	130	277,700	
	131	278,100	
	132	278,400	
	133	278,600	
	134	278,900	
	135	279,300	
	136	279,600	

	137	279,800			
	138	280,100			
	139	280,400			
	140	280,700			
	141	280,900			
	142	281,100			
	143	281,300			
	144	281,600			
	145	282,000			
	146	282,200			
	147	282,500			
	148	282,800			
	149	283,100			
	150	283,300			
	151	283,600			
	152	283,800			
	153	284,100			
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400

備考:この表は、介護福祉士、保育士等の職員で小笠原村規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には、100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合には、100分の102.5、12月に支給する場合には、100分の117.5」を「100分の110）」に、「額)」を「額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあつては100分の115)」を「100分の112.5」に改め、同条第4

項中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては100分の57.5）を「100分の55」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（小笠原村規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、小笠原村規則で定める。

議案第 48 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 17 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため条例案を提出する。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

第1条 小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

附則第10条の2第26項を第27項とし、同項の前に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては零）とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 改正後の村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

議案第49号

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第4号）（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 4 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成30年度小笠原村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 52,061 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,476,696 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9. 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		114,408	△9,391	105,017
	1. 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	70,699	△5,020	65,679
	2. 施設等所在市町村調整交付 金	43,709	△4,371	39,338
15. 国庫支出金		255,913	△3,149	252,764
	2. 国庫補助金	195,681	△3,149	192,532
16. 都支出金		910,189	△2,060	908,129
	2. 都補助金	835,209	△2,298	832,911
	3. 都委託金	48,767	238	49,005
18. 寄附金		1,776	10,000	11,776
	1. 寄附金	1,776	10,000	11,776
20. 繰越金		115,698	37,647	153,345
	1. 繰越金	115,698	37,647	153,345
歳入	合計	4,424,635	33,047	4,457,682

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 議会費		60,779	143	60,922
	01. 議会費	60,779	143	60,922
02. 総務費		1,483,419	5,273	1,488,692
	01. 総務管理費	1,421,187	5,273	1,426,460
03. 民生費		667,120	2,007	669,127
	01. 社会福祉費	446,904	1,645	448,549
	02. 児童福祉費	216,980	362	217,342
04. 衛生費		1,152,242	2,393	1,154,635
	01. 保健衛生費	624,514	3,134	627,648
	02. 清掃費	316,304	489	316,793
	03. 上水道費	211,424	△1,230	210,194
08. 消防費		13,738	355	14,093
	01. 消防費	13,738	355	14,093
09. 教育費		240,487	150	240,637
	01. 教育総務費	53,611	150	53,761
11. 公債費		292,544	12,588	305,132
	01. 公債費	292,544	12,588	305,132
12. 諸支出金		150,519	10,138	160,657
	01. 基金費	148,535	5,329	153,864
	02. 諸費	1,984	4,809	6,793
歳出合計		4,424,635	33,047	4,457,682

議案第50号

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ875,193千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6.繰入金		218,540	△1,230	217,310
	1.繰入金	218,540	△1,230	217,310
7.繰越金		1,821	1,818	3,639
	1.繰越金	1,821	1,818	3,639
8.諸収入		61	792	853
	2.雑収入	60	792	852
歳入合計		873,813	1,380	875,193

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
01. 総務費		267,259	756	268,015
	01. 総務管理費	267,259	756	268,015
03. 公債費		75,026	△1,230	73,796
	01. 公債費	75,026	△1,230	73,796
04. 諸支出金		1,826	1,854	3,680
	01. 基金費	1,826	1,854	3,680
歳出合計		873,813	1,380	875,193

議案第51号

平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第2号）（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

介 護 保 険 （ 保 険 事 業 勘 定 ） 特 別 会 計 補 正 予 算

（ 第 2 号 ）

(別紙)

平成30年度小笠原村
介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算
予 算 総 則

平成30年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ10,420千円を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ83,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 保険料		11,914	1,654	13,568
	1. 介護保険料	11,914	1,654	13,568
3. 国庫支出金		12,696	946	13,642
	1. 国庫負担金	10,046	946	10,992
4. 支払基金交付金		14,033	1,590	15,623
	1. 支払基金交付金	14,033	1,590	15,623
5. 都支出金		8,740	968	9,708
	1. 都負担金	7,414	968	8,382
8. 繰入金		20,876	736	21,612
	1. 一般会計繰入金	17,891	736	18,627
9. 繰越金		4,726	4,526	9,252
	1. 繰越金	4,726	4,526	9,252
歳入合計		73,010	10,420	83,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 保 險 給 付 費		51,005	5,894	56,899
	01. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	51,005	5,894	56,899
05. 基 金 積 立 金		4,641	4,526	9,167
	01. 基 金 積 立 金	4,641	4,526	9,167
歳 出 合 計		73,010	10,420	83,430

議案第52号

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
下水道事業特別会計補正予算
予算 総則

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ438千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ277,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月17日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6.繰入金		88,996	△458	88,538
	1.繰入金	88,996	△458	88,538
7.繰越金		23	20	43
	1.繰越金	23	20	43
歳入合計		277,743	△438	277,305

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		86,714	51	86,765
	01. 総 務 管 理 費	86,714	51	86,765
04. 公 債 費		46,032	△489	45,543
	01. 公 債 費	46,032	△489	45,543
歳 出 合 計		277,743	△438	277,305

議案第53号

財産の取得（超音波画像診断装置）について（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第3条の規定により、議会の議決に付す必要があるため。

財産の取得（超音波画像診断装置）について（案）

記

- 1 取得の目的 既存備品の更新のため
- 2 取得財産 超音波画像診断装置 一式
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 購入金額 17,172,000 円
- 5 契約の相手 キヤノンメディカルファイナンス株式会社
代表取締役 関 尚 平

契 約 資 料

1. 件 名 財産の取得（超音波画像診断装置）について
2. 納 入 場 所 東京都小笠原村父島字清瀬 小笠原村診療所
3. 納 入 期 限 平成31年3月29日
4. 納 入 品 目 超音波診断装置 一式
5. 契約の相手 キヤノンメディカルファイナンス株式会社
代表取締役 関 尚 平
6. 契 約 金 額 17,172,000 円
7. 入 札 経 過
- (1) 入札日 平成30年11月15日
- (2) 指名業者 6 業者
キヤノンメディカルシステムズ株式会社
キヤノンメディカルファイナンス株式会社
共立薬品株式会社
株式会社自治体病院共済会
フクダ電子東京販売株式会社
株式会社八神製作所
- (3) 入札結果
- | | |
|---------------------|-----------------|
| | 第1回入札 |
| キヤノンメディカルファイナンス株式会社 | 15,990,000 円 |
| | 第2回入札 |
| | 15,950,000 円 |
| | 第3回入札 |
| | 15,900,000 円 落札 |

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に
100分の8に相当する金額を加算したものである。

議案第54号

第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成30年12月17日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるため。

第2原水調整池整備工事その3請負契約の締結について（案）

第2原水調整池整備工事その3施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 契約の目的 | 渇水対策及び取水安定強化のため旧浄水場跡地に第2原水調整池の整備を行う |
| 2 | 契約件名 | 第2原水調整池整備工事その3 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 614,520,000円 |
| 5 | 契約の相手 | 飛島・杉田建設共同企業体
代表者 飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京 正弘 |

契 約 資 料

1. 件 名 第2原水調整池整備工事その3
2. 工事場所 東京都小笠原村父島字扇浦地内
3. 工 期 平成32年3月31日
4. 工事概要 躯体工 L42.2m×B19.8m×H7.8m
鉄筋コンクリート造
仮設工 掘削 施工ステージ設置 矢板撤去
法面崩壊対策工 ビニルシート養生
場内配管工 流入流出管布設、既設管との接続
場内整備工 管理用道路、フェンス等
5. 契約の相手 飛島・杉田建設共同企業体
代表者 飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京 正弘
6. 契約金額 614,520,000円
7. 入札経過
 - (1) 入札日 平成30年12月4日
 - (2) 指名業者 1業者
飛島・杉田建設共同企業体
 - (3) 入札結果
第1回入札
飛島・杉田建設共同企業体 569,000,000円 落札

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に
100分の8に相当する金額を加算したものである。

平成30年12月17日

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1 関係行政機関等との情報・意見交換等

- (1) 派遣目的 行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等
- (2) 派遣場所 国・都関係部署等
- (3) 派遣期間 平成31年2月12日（火）～2月21日（木）
- (4) 派遣議員 池田望、杉田一男、稲垣勇、鯉江満、一木重夫、安藤重行、清水良一

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清水良一議員	1 航空路について 2 総合防災訓練の振り返り
杉田一男議員	1 プラスチックゴミの削減について
安藤重行議員	1 社会保険制度に伴う社会保険未加入対策及びそこから波及する高齢者対策について 2 干ばつ災害に伴う水の確保について
一木重夫議員	1 東京都・小笠原村合同総合防災訓練について 2 硫黄島について
稲垣 勇議員	1 母島の金融問題について

小笠原村議会会議録

平成30年 第4回定例会

平成31年2月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)